

官報

號外 昭和七年六月十一日

○第六十二回 貴族院議事速記録第六號

昭和七年六月十日(金曜日)午前十時七分開議

議事日程 第六號

昭和七年六月十日
午前十時開議

第一 國務大臣ノ演說ニ關スル件(第五日)

第二 請願委員長報告

第三 柳河軌道株式會社所屬軌道補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第四 兌換銀行券條例中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第五 日本銀行納付金法案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第六 日本銀行參與會法案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第七 資本逃避防止法案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第八 昭和七年法律第一號中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第九 昭和七年法律一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第十 行政整理又ハ軍備整理ニ際シ退官退職シタル者等ニ交付スル公債發行ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第十一 昭和七年法律以降國債償還資金ノ繰入一部停止ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第十二 國債ノ償還計算ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第十三 恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第十四 絲價安定融資擔保生絲買收法案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第十五 絲價安定融資損失善後處理法案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第十六 大正十二年法律第五十二號中改正法律案(衆議院提出) 第一讀會

第十七 國幣小社度津神社ノ改築ニ關スル請願 會 議

第十八 鮮魚ノ鐵道運賃低減ニ關スル請願 會 議

第十九 東海、黃海ノ機船底曳網漁業ニ關スル請願 會 議

第二十 山陽線鐵道倉敷、茶屋町兩驛間ニ省營自動車運轉ノ請願 會 議

第二十一 佐賀縣肥前山口、長崎縣諫早間鐵道速成ノ請願 會 議

第二十二 北陸線鐵道長濱驛改築ノ請願 會 議

第二十三 葉煙草ノ賠償價格引上ノ請願 會 議

第二十四 宮崎縣三財郵便局ニ集配事務開始ノ請願 會 議

第二十五 廣島縣豐松郵便局、岡山縣平川郵便局間ノ通信施設ニ關スル請願 會 議

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ致サセマス

(小林書記官朗讀)

一昨八日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ

手形法案

昨九日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

昭和七年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)

昭和七年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件

柳河軌道株式會社所屬軌道補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案

兌換銀行券條例中改正法律案

日本銀行納付金法案

日本銀行參與會法案

資本逃避防止法案

昭和七年法律第一號中改正法律案

昭和七年法律一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案

行政整理又ハ軍備整理ニ際シ退官退職シタル者等ニ交付スル公債發行ニ關スル法律案

昭和七年度以降國債償還資金ノ繰入一部停止ニ關スル法律案

國債ノ償還計算ニ關スル建議案

恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律案

絲價安定融資擔保生絲買收法案

絲價安定融資損失善後處理法案

同日衆議院ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

同日市町村義務教育費國庫負擔法第三條ノ特例ニ關スル法律案特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

○國務大臣(高橋是清君) 諸君、今般内閣ノ成立ニ際シ、不肖引續キ財政變遷ノ重任ニ膺ルコトナリマシタ、茲ニ昭和七年度追加豫算ヲ説明イタシマスルコトハ、私ノ最モ光榮トスル所デアリマス、昭和七年歳入歳出總豫算ハ、衆議院解散ノ爲メ不成立トナリマシタノデ、憲法ノ條章ニ基キ前年度豫算ヲ施行セラルコトナリマシタガ、前内閣ハ此施行豫算ノ範圍内ニ於テ實行豫算ヲ編成シ、不成立豫算ニ計上シタル事項竝ニ緊急ヲ要スル事項ニシテ施行豫算ノ範圍内ニ於テ實行シ得ベキモノハ成ルベク之ヲ實行豫算ニ計上スルコト致シマシタ、右ノ方針ニ依テ作成イタシマシタ昭和七年度實行豫算ノ總額ハ、歳入十三億七千四百七十餘萬圓、歳出十四億六千五百餘萬圓、歳入歳出差引八千五百八十餘萬圓ノ歳入不足トナテ居リマス、此不足額ハ次ニ述ベル追加豫算ノ歳入ヲ以テ補填シ、施行豫算ノ範圍内ニ於テ實行スルコト出来ナイ事項ハ、昭和七年度追加豫算トシテ議會ニ提出スルコトトシ、其準備ヲ致シテ居リタデアリマス、然ルニ今般内閣ノ更迭ヲ見ルニ至、タ次第デアリマスガ、現内閣ニ於テモ前内閣ノ作成シマシタ追加豫算ノ計畫ヲ以テ、何レモ緊急措キ難キモノト認メマシタ、之ヲ今議會ニ提出イタシタノデアリマス、而シテ昭和七年度、歳入歳出總豫算追加トシテ計上イタシマシタ金額ハ、歳入四億百八十餘萬圓、歳出三億百餘萬圓、歳入歳出差引一億七千餘萬圓ノ歳入過剩ニナテ居リマスガ、此過剩額ハ前ニ述ベマシタ實行豫算ニ於ケル歳入不足額、竝ニ次ニ述ベマス實行豫算增加ノ歳入不足額ヲ補填スルモノデアリマス、此追加豫算ト共ニ實行豫算ノ増加ヲ必要トスルモノガアリマシタ、其金額ハ歳入ノ三百七十餘萬圓、歳出千八百七十餘萬圓、歳入歳出差引千四百九十餘萬圓ノ歳入不足デアリマス、右三者ヲ通計シマシタ昭和七年度實行豫算ノ總額ハ歳入歳出共二十

昭和七年六月十一日

官報號外

昭和七年六月十一日

貴族院議事速記録第六號

議長ノ報告

大藏大臣ノ演說

七億八千四十餘萬圓トナリマス、昭和七年
度ノ實行豫算歳入ニ付テハ、不成立豫算編
成後財界ノ事情ノ變化ニ伴ヒマシテ、歳入
豫算全部ニ互リマシテ新ニ見積リテ樹テ直
シマシタ外、別途提案イタシマシタ關稅ノ
改正ニ依リ增收等モアリマシテ、結局歳入
實行豫算ハ不成立豫算ニ比シテ、經常部ニ
於テ四千三百五十餘萬圓ヲ増加シテ居リマ
ス、又歳入ノ臨時部ニ於テハ公共團體工事
費ノ納付金及分擔金ノ増加、並ニ公債金ノ
増加、其他ノ増減ガアリマシテ、結局不成立
豫算ニ比シテ三億三千九百七十餘萬圓ノ
増加トナリテ居リマス、次ニ歳出ニ付キマシ
テハ、前述ノ如ク實行豫算並ニ追加豫算ノ總
額ハ、經常部ニ於テ十二億五百六十餘萬圓、
臨時部ニ於テ五億七千四百七十餘萬圓、合計
十七億八千四十餘萬圓デアリマシテ、不成立
豫算ニ比較シテ三億八千三百三十餘萬圓
ノ増加デアリマス、而シテ追加豫算中重モナ
ル事項ニ付テ略説シマスレバ、滿洲事件ニ
要スル經費ニ付テハ、第六十一議會ニ於テ
本年四月五月ノ兩月分ノ所要經費ニ付キ協
贊ヲ得タノデアリマスガ、今回六月以降明
年一月マデニ要スル經費トシテ、陸軍省所
管ニ於テ六百五十餘萬圓ヲ實行豫算ニ計上
シタル外ニ、外務省所管ニ於テ五百五十餘
萬圓、陸軍省所管ニ於テ一千七百七十餘
萬圓、海軍省所管ニ於テ三千九百七十餘萬
圓、大藏省所管ニ於テ豫備費トシテ二千萬
圓、合計一億八千二百九十餘萬圓ヲ一般會
計ノ追加豫算ニ計上イタシマシタ、尙ホ特
別會計ノ分トシテ朝鮮總督府ニ於テ三十餘
萬圓、關東廳ニ於テ二百六十餘萬圓、計二
百九十餘萬圓ヲ特別會計ノ追加豫算ニ計上
イタシマシタ、以上一般會計、特別會計ヲ
合計シテ、六月以降滿洲事件費ノ總額ハ一
億九千二百五十餘萬圓デアリマスガ、其財
源支辨ノ爲メ滿洲事件公債發行ノ限度ヲ増
額スルノ法律案ヲ別途ニ提案イタシマシタ、
失業ノ救済並ニ防止ニ付テハ、政府ハ産

業ヲ振興シ、土木事業ヲ興スヲ適當ト信ジ
マシテ、之ニ必要ナル計畫ヲ立テタノデア
リマス、即チ河川改修、港灣修築及道路改
良等ノ大土木事業ヲ増加施行スルト同時
ニ、小麥ノ増殖獎勵其他農山漁村振興ノ爲
ニ、適切ナル各種ノ施設ヲ行フコトトシ、
之ニ要スル經費ヲ追加豫算ニ計上イタシマ
シタ、昭和七年度歳入ハ財界不況ノ爲メ著
シク減少スルニ拘ラズ、國務ノ運行ニ必要
ナル經費ノ支出ハ已ムベカラザルモノデア
リマスカラ、昭和七年度一般會計實行豫
算ニ於テハ多額ノ財源不足ヲ來シマスノ
デ、減債基金繰入ノ一部停止ヲ實行スル
ト同時ニ、現行ノ公債法ニ依ル事業公
債並ニ滿洲事件公債ヲ發行スルノ外、
新ニ歳入補填公債ヲ發行スルノ已ムヲ
得ザルニ至リマシタ、依テ是等ニ關スル法
律案ヲ別途提案イタシタ次第デアリマス、
而シテ昭和七年度ニ於テ歳出豫算ノ財源ト
シテ發行スル公債ノ額ハ、一般會計ニ於テ
電話事業公債、電信事業公債、震災善後公
債及道路公債ヲ合セマシテ、此事業公債ガ
四千三百七十餘萬圓、滿洲事件公債二億四
千九百餘萬圓、歳入補填公債一億六千五百
餘萬圓、一般會計合計四億五千三百三十餘
萬圓トナリマス、特別會計ニ於テ朝鮮、臺
灣、關東州及樺太ノ事業公債二千三百八十
餘萬圓、帝國鐵道公債四千九百萬圓、事業
公債合計ガ七千二百八十餘萬圓トナリマ
ス、朝鮮總督府及關東廳ノ分トシテ、滿洲
事件公債ガ三百三十餘萬圓、特別會計合計
七千六百十餘萬圓、以上一般會計及特別會
計ヲ通ジテ、公債ノ發行總額ハ五億二千九
百五十餘萬圓デアリマス、右公債ノ發行方
法ハ日本銀行並ニ預金部其他政府部内ノ資
金ヲ以テ之ヲ引受ケシメ、一般市場ニ於ケ
ル公衆ハ之ヲ避クル方針デアリマス、以上
政府提出ノ豫算ニ付テ衆議院ニ於テハ全部
ス、尙ホ政府ハ今回絲價安定融資擔保生絲

買收法案ヲ提出イタシマシタガ、同法律案
ニ依リ昭和七年度ニ於テ交付ヲ豫定シテ居
ル生絲買收公債額ハ七百五十萬圓デアリマ
スノデ、之ニ對スル公債利子ノ歳出ガ新ニ
増加スル譯デアリマスガ、同時ニ提出イタ
シマシタ絲價安定融資損失善後處理法案ハ、
追加豫算提出當時ニ於テハ其補填ノ限度ヲ
二千三百三十七萬圓トシテ、其全額ヲ昭和
七年度ニ於テ發行交付スル豫定ヲ以テ計上
イタシタ居リタノデアリマス、然ルニ今回提
案ニ際シマシテハ、右補填ノ限度ヲ千五百
八十七萬圓トシ、當初ニ比較シテ七百五十
萬圓ヲ減額イタシマシタ、依テ兩者ノ間ニ
同額ノ増減ヲ生ジマスノデ、結局本年度ノ
歳出ニ關スル限り當初提出ノ追加豫算ニ影
響ヲ生ゼザル計算トナルノデアリマス、次
ニ我國經濟界ノ情勢ヲ觀マシマス、今日ノ
如ク通貨ガ不足シ信用ガ收縮シテ居リテハ、
産業發展ノ手段ヲ缺ク次第デアリマシテ、
到底其振興ヲ期スルコトガ出來マセヌ、從
テ金融ノ緩和ヲ圖リ、産業ノ正當ナル取引
ニ必要ナル數量ノ通貨ヲ圓滑ニ供給スルノ
途ヲ講ズルコトガ、最も必要デアルト思ヒ
マス、然ルニ我國通貨ノ基本タル兌換銀行
券發行制度ハ、制定後既ニ相當ノ年月ヲ閱
シ、其間國民經濟ノ膨脹顯著ナルモノガア
タニ拘ラズ、久シキニ互リ之ニ伴フ適當ナ
ル改正ヲ見ナカッタ爲メ、今日ノ事態ニ適應
スル機能ヲ缺ク憾ミガアリマス、依テ政府
ハ此際保證發行限度額ヲ十億圓ニ擴張シ、
且ツ制限外發行稅率ノ限度ヲ引下グル等、
兌換銀行券發行制度ヲ改革スルコトトシ、
尙ホ之ニ關聯シテ現行ノ制限内發行稅制度
ヲ廢止シテ、納付金制度ヲ採用スルコトト
シ、更に進ンデ中央銀行ノ行務ヲ運行ヲシ
テ一層時宜ニ適ハシメ、且ツ金融界等トノ
聯繫協力ヲ緊密ナラシムル爲メ、日本銀行
ニ參與會ヲ設置シテ、以テ制度運用上ノ完
備ヲ期スルコトト致シタイト存ジマシテ、
是等ニ必要ナル法律案ヲ今期議會ニ提出ス

ルコトト致シマシタ、發券制度改革ノ結果、
通貨ノ供給ガ便利トナルコトハ明カデアリ
マスガ、健全ナル通貨ノ増加ヲ實現セムガ
爲メハ、之ヲ産業ノ正當ナル取引ニ向ケシ
ムルコトニ留意シ、投機思惑ノ資金ニ流用
セラルルガ如キコトハ、努メテ之ヲ抑制シ
ナケレバナリマセヌ、而シテ近時對外爲替
相場ノ下落及外貨證券ノ値下リ等ノ事實ガ
アル爲メ、民衆ノ投機心ヲ唆リ、少額ナガ
ラ資本ノ海外流出ヲ見ツツアルノ最モ遺
憾トスル所デアリマス、斯ノ如キ事態ガ繼
續スルニ於テハ、將來我國財界ニ及ボスベ
キ影響ノ憂フベキモノガアリマスカラ、今
後ノ推移ニ應ジ資本ノ逃避ニ對シテ、適切
ナル取締ヲ行フノ必要ガアルト思ヒマス、
依テ之ニ關シ必要ナル法律案ヲ今期議會
ニ提出スルコトト致シマシタ、近年地方金
融界ガ兎角苦境ニアルノハ、勿論一般不況
ノ影響ニ依ルコトトモアリマスガ、其主タ
ル原因ハ、地方銀行ガ不動産ヲ抵當トシテ
貸付ケタル資金ガ、固定シタルコトニアル
ト言ハナケレバナリマセヌ、故ニ地方金融
界ノ改善ヲ圖ルガ爲メハ、是等ノ固定セル
不動産抵當債權ヲ資金化スルノ方策ヲ講ズ
ルコトガ緊要デアリマス、依テ政府ハ差當
リ預金部資金二億圓ヲ日本勸業銀行其他ノ
不動産銀行ニ融通シ、是等銀行ヲシテ地方
銀行ニ對シテ出來得ル限り寬大ナル條件ヲ
以テ、其不動産抵當債權ノ肩代リ、又ハ之
ヲ質トスル貸付ヲナサシムルノ計畫ヲ樹
テ、既ニ實行上必要ナル手續ヲ執リテ居ル次
第デアリマス、世界經濟ノ大勢ヲ見マスル
ニ、不況ノ深刻ナルニ從ヒ、各國何レモ先
ヅ内ヲ整ヘルトコトヲ根本トシ、輸入ヲ防遏
シテ國內産業ノ發達ヲ圖ラムトスル傾向ガ
顯著デアリマシテ、各國舉テ外國物資ニ
對シ、高率ノ關稅ヲ賦課スルノミナラズ、
國ニ依テハ更に進ンデ貿易ノ管理、又ハ特
定商品ノ輸入禁止ヲ行フモノサヘモアル
デアリマス、各國ノ情勢ガ斯ノ如クデア

ノミナラズ、我國ノ現狀ヨリスルモ此際出
來得ル限り、輸入ヲ防遏スルト共ニ、國內
産業ヲ保護助長スルコトハ最も必要デアリ
マス。政府ハ緊急必要アリト認ムル輸入
品ニ付キ關稅率ノ引上ゲヲ行フコトシ、尙
ホ爲替相場ノ下落ニ伴ヒ、從量稅率ハ從價稅
率トノ關係上、適當ノ考慮ヲ拂フノ必要ヲ生
ズルニ至リマシタ、依テ當分ノ中從量稅率
ヲ一定割合ダケ増率スルコトトシ、ソレゾ
レ之ニ關スル法律案ヲ今期議會ニ提出スル
コトヲ致シマシタ、今日ノ不況ハ世界各國
共通ノ現象デアリテ、我國獨リ是ガ例外タル
コトヲ得ナイコトハ勿論デアリマスガ、均
シク不況ニ遭遇シテ居ルト申シマシテモ、
國ニ依リ自ラ其事情ヲ異ニシテ居ル所ガア
リマス、歐洲諸國ハ何レモ大戰後、對外債
務ノ激增ニ苦シメ居リマスガ、特ニ獨逸ナ
ドニ於テハ巨額ノ賠償債務ノ重壓ノ下ニ
在リテ、國民努力ノ結晶ノ大部分ハ、賠償債
權國ニ引渡サネバナラヌト云フ悲境ニアリ
マス、又英、米、佛ノ如キ債權國モ、債務
國ガ支拂不能ニ陥ルガ如キ場合ニ於テハ、直
ニ自國ノ財政及經濟ニ苦痛ヲ感ゼネバナラ
ヌ立場ニアルノデアリマス、然ルニ我國ハ
大戰ニ基キ對外債務ヲ存シナイノミナラ
ズ、賠償債權モ極メテ少額ニ止リテ居ルコ
トハ、寧ロ好都合ナ次デアリマシテ、此
點ヲ考慮スルナラバ、同ク不況ニ當面シテ
居ルト申シマシテモ、我國ノ之ニ對スル反
撥力ハ、各國ニ比シ却テ優レルコトガア
ルト申シテモ差支ナイノデアリマス、我國
民ハ過去ニ於キマシテ、屢幾多ノ難關ヲ突
破シテ來タ、誇ルベキ經驗ヲ有スルノデア
リマスガ、現下ノ經濟界ノ非常時ニ際シマ
シテモ、朝野一致ノ努力ヲ以テ、必ズヤ之
ヲ克服シ得ルコト、確信シテ居ル次第デア
リマス、終リニ臨ミ政府提出ノ豫算案ニ付
テハ、何卒速ニ御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ
希望イタシマス

○議長(公卿德川家達君) 議事日程第一、

國務大臣ノ演說ニ關スル件、第五日、通告
順ニ依リマシテ嘉納治五郎君ニ發言ヲ許シ
マス、同君ノ登壇ヲ望ミマス

(嘉納治五郎君演壇ニ登ル)

○嘉納治五郎君 教育ノコトノ大切ナルコ
トハ論ヲ俟タヌコトデアリマス、又特ニ取
立テ、總理大臣ノ施政ノ御方針ノ演說ノ中
ニ、教育ノ事ヲ承ハリマセシメテケレドモ
無論教育ニ重キヲ置クト云フコトハ當然ノ
コト、看做シテ居ラレタコト、信ジマス、
然ルニ今日ノ我國ノ教育狀態ヲ以テ満足シ
テ宜イカト考ヘマス、甚ダ遺憾ナル
點ガ多イデアリマス、各方面ノコトヲ悉
ク述べルト云フコトハ甚ダ煩雜ニ互リマス
ガ、私ハ思想問題ニ付テ特ニ一言イタシタ
イト思ヒマス、今日ノ農村ノ疲弊トカ、今
日ノ經濟上ノ行詰ラ状態トカ、是ハ世界一
般ノ不景氣ノ影響ヲ受ケタコト云フコトハ事
實デアリマス、國民ノ考ヘ次第ニ
依リテハ、此難關ヲ切抜ケルト云フコトハ強
チムツカシイ事トハ私ハ存ジマセヌ、今日
ハ國民ガ悉ク儉約ヲシテ、生活ノ費用ヲ少
クシテ、有效ニ働イテサウシテ國ノ生産力
ヲ殖ヤスト云フコトガ何ヨリ大事ナコトト
思ヒマス、第一安心シテ其業ニ従事スルト
ニ付テハ、第一安心シテ其業ニ従事スルト
云フコトガ出來ナケレバナリマセヌ、今日
ノ如ク資本ト労働ガ始終反對ノ位置ニ立
テ五ニ割テ居ルトカ、地主ト小作人ガ反對
ノ位置ニ立テ五ニ割テ居ルトカ云フヤウ
ナ狀態ノ下ニ、産業ノ起リヤウハゴザリマ
セヌ、ドウシテモ此勞資ノ協調、融和、地
主小作人ノ協調、融和ト云フコトガ、何ヨ
リ大事ナコトデアルト思フ、何故今日其融
和ガ出來ヌカト云フコトハ、本當ノ道德ト
云フモノノ基礎ガ十分ニ立テ居ラヌカラ
デアラウト思フ、實際幾ラ働イテモ必要ナ
ル收入ガ得ラレヌト云フヤウナ者ヲ目ノ前
ニ見テ置イテ、富裕ナ者ガ安閑トシテ自分
ダケノ快樂ヲ貪リテ居ルト云フヤウナコト

ハ、道德ガ確立シテ居レバアリ得ベカラザ
ルコトデアル、ソレト同時ニ又、唯自分ガ
努力サヘスレバ相當ノ生活ガ得ラルルニ拘
ラズ、徒ニ騷動ヲ起シ反抗シテ、サウシテ
自分ノ收入ヲ殖ヤサウト云フヤウナコトヲ
試ムル者ハ、是ハ道德ノ根柢ガ無いカラデ
アル、ソレ故ニ今日ノ日本ノ狀態ニ於テ、
裕カナ者ハ貧シキ者ニ對シテ己ノ力ヲ殺ギ、
又貧シキ者モ出來ル限リ努力シテ自分ノ分
ヲ盡スト云フコトニナレバ、私ハ今日ノ現
狀ニ於テ、必ズシモ國民ガ生活ニ困難ヲス
ルト云フヤウナコトハアルマイト思フ、然
ルニ明治維新此方、知識ヲ練達シ學問ヲ研
究スルト云フヤウナ意味ニ於ケル教育ハ、
年ト共ニ進シテ參リマシタケレドモ、道德
ノ根柢ヲ固メルト云フ方面ノ教育ニ於テハ、
甚ダ等閑ニ付セラレテ居、タト考ヘルノデ
アリマス、今日ハ人智ガ進ミ、海外ノ事モ
日本ニ分テ來、昔ノ通りノ教ヘ方デハ國民
ハ満足シナイト云フコトハ當然デアリマ
ス、然ルニ道德ノ教ト云ヘバ千篇一律、昔
說イタト同ジ形式ヲ以テ臨ンデ居ルノデア
リマス、何カツイ、イヤナ事ヲ聽ク場所
モ、何カツイ、イヤナ事ヲ聽ク場所
デアルト云フヤウナ感ヲ起ス者ガ少カラヌ
ノデアリマス、最近思想問題デ檢舉サレタ
高等學校ノ優秀ノ學生ガ、赦サレテ家庭ニ
歸リテ、其父兄カラ私ニ、ドウカ心得聞達ヒ
ナイヤウニ能ク言フテ聞カシテ呉レト
言フテ寄越シタ場合ガ幾人モアリマス、其
多クノ場合ハ、ドウ云フ譯デサウ云フ考ニ
ナタノカ聽イテ見マス、學校ニ於ケル
修身教育ニ満足ガ得ラレマセナシ、ソレ
故ニ何カ己ノ身ヲ護ルニ付テ、學校デ習
タリハモト満足ナ教ヘガアリハヌマイカ
ト示フコトヲ色々考ヘテ居、タ際ニ、彼ノ
「マルキシズム」ノ本ヲ讀ミ話ヲ聽イテ、是ナ
ラバト云フ考ヘデ其方ニ入り込シタノデア
リマス、其中ニ段々トサウ云フ方面ノ者ガ
近寄リテ來テ、今ハ「マルキシズム」ニモ缺陷

ノアルト云フコトハ能ク分リマシタ、一時
ノ考ヘハ間違デアルト信ズルニ至リマシタ
ケレドモ、當時ハ其良イ事バカリガ分デ、
其缺陷ガ分ラナカッタガ爲ニ、一圖ニ其方ニ
向テアリマス、斯ウ云フ説明ガ多カ
タノデアリマス、ソレ等ノ事カラ考ヘテ見
テモ、今日ノ中等學校ニ於ケル道德教育ハ、
十分ノ成績ガ得ラレテ居ラヌト私ハ考ヘマ
ス、又今日ノ學校ニハ或ハ生徒主事トカ
學生主事ト云フ生徒ノ指導取締ニ當ル所ノ
役員ガ出來テ居リマス、ソレ等ノ人ノ中ニ
相當ノ値打ノ有ル人ノアルコトヲ私ハ認メ
テ居リマス、ケレドモソレ等ノ人ノ人選ヲ
スルニ付テ、當局者ハ甚ダ慎重ナル態度ヲ
執リテ居ラレヌト思フノデアリマス、少シバ
カリ私ノ聞イタ所ニ依ルト、サウ云フ必要
ガアルト、極ク狭イ範圍ニ於テ、誰カ適當
ナ人ハアルマイカ、誰ガ宜クハアリマセヌ
カ、或ハ一方カラ此人ヲ用キテ下サイト云フ
ト、先ヅ宜カラウカト思フ、ソレヲ採用ス
ル、斯ウ云フヤウナコトニナッテ居ルヤウデ
アリマス、此大切ナル職責ヲ與ヘルニ付イ
テハ、私ハ餘程慎重ニ考慮ヲシテ載キタイ
思フ、廣ク人材ヲ集メ、値打ノアル人、殊
ニ其職務ニ適當ナ人ヲ能ク選ンデ其任ニ充
テルト云フコトデナケレバ、到底其大切ナ
ル任務ヲ盡サレナイノデアリマス、私ノ調
ベタ範圍ニ於テハ、多クノ學校ノ、サウ云
フ地位ニ居ル人ハ、唯生徒ガ反抗シハシナイ
カト云フヤウナコトヲ恐レテ、生徒ノ機嫌
ヲ取ルト云フヤウナコトヲヤッテ居ル者ガ
多イデアル、ソナコトデアハ迎モ此大切
ナ任務ヲ盡サレマセヌ、成程今日ハ學生生
徒モ中ニ知識ガ進ンデ來テ、下手ナコトヲ
言ウテハ或ハ生徒ニ却テ負ケルト云フヤ
ウナコトガアテ、遠慮ヲシテ居ルト云フヤ
ウナ場合モナイデアリマセヌ、併ナガラ學
生生徒ハ高ノ知レタ年限ノ間教育ヲ受ケタ
者デアリマス、學生主事トカ生徒主事トカ
云フヤウナ地位ニ當ル人ハ、同等ノ學校ヲ

卒業シタ後ニ相當ノ年月學問モスレバ又經驗モ積ンダ人デアリマス、ソレ故ニ適當ナ人ヲ選ビサヘスレバ必シモ學生生徒ニ追接クラレル、言ヒ詰メラルルト云フヤウナ心配ノアル譯ノモノデハアリマセヌ、私ハ人選其宜シキヲ得テ居ラヌノガ多クノ原因デハナカラウカト思フ、最モ分り易イ例ヲ一ツ申上ゲテ見マスルト、彼ノ危險思想ナドニ這入り込ンデ間違ッタコトヲ爲サムトシタ者イ者ナドニ對シテ、母親ノ勸告、母親カラ色々ノコトヲ説カレルト云フコトガ一番彼等ヲ矯正スルニ效力ガアルト云フコトハ、色々ノ方面カラ聞イテ居リマスガ、母親ハ學問ニ於テハ必シモ自分ノ子ヨリハ優レタ者デハゴザイマス、併ナガラ間違ッタコトヲサセマイ、良イコトヲサセヤウト云フ眞情ヲ以テ臨ム時ニハ、是ハ言フコトヲ聽クノデアリマス、サウ云フ譯デアリマスカラ、學生主事、生徒主事ノ如キハ慈母ノ心ヲ以テ生徒ニ接スル、偶、理窟上生徒ニ及バヌコトヲ言フ所ガ、眞心ヲ以テ其自分ノ立場カラ生徒ヲ導キ誠メルナラバ、私ハ今日ノ學校教育ニ於テ今程不心得ノ者ヲ多勢出サナイデ済ムデアラウカト思フノデアリマス、ソレ故ニ教育當事者ノ人選ト云フコトニ、今一層局ニ當テ居ル人々ガ心ヲ用キラレタナラバ、今日ノ困難ハ餘程減ズルデアラウカト思フノデス、又校長ヲ人選シ教員ヲ人選スルニ付テモ同様デアリマス、唯學校ニ於テ試験ノ點數ガ良カ、學問ガ良ク出來ルトカ云フコトノミヲ以テ教員ヲ採用スルト云フコトニナ、デハ、是デハ到底訓育ハ行ハレマセヌ、モウ少シ人物、品性、人格ト云フヤウナ方面ニ考慮シテ、教員ノ御採用ガアルト云フコトガ必要デアラウト思フ、今日教員ノ養成ノ學校ニ於テモ、矢張り知識ヲ授ケルト云フコトニハ波々トシテ居ルガ、其割ニ品性ヲ磨キ道德ヲ養フト云フヤウナ方面ニ付テハ甚ダ等閑ニ付セラレテ居ルト思フノデアリマス、其教員選

擇ト云フコトハ、ドウシテモ文部省ガ進ンデ此術ニ當ラナケレバナライ、文部省ガ始終ソレヲコトニ付テノ調ガ十分ニアレバ、文部省自身ガ任命スル校長教員ハ勿論、私立ノ學校ニ於テモ文部省ニ相談ニ來テ、サウシテ文部省ノ考ヲ參考ニシテ決メルト云フコトニナラウト思フ、然ルニ文部省ガソレヲノ事ヲスルノニ適當ナ今日組織ニナ、テ居ルカドウカト云フコトヲ考ヘテ見ルト、甚ダ不適當ト申シテモ憚カラヌノデアリマス、ドウ云フ譯カト云フト、文部大臣ハ、是ハ今日ノ制度カラ云フト、必シモ教育ニ精通シタ人デナケレバナラスト云フ譯デハナカラウト思フノデアリマス、併ナガラ次官トカ局長トカ、願クバ參事官、書記官モ、督學官ハ勿論、教育ノコトニ精通シ、教育ヲ自分ノ生命ト考ヘテ居ルヤウナ人ヲ集メナケレバナラスト云フアル、私ハ八年程前ニ丁度戰爭ノ直後デアリマシタガ、歐羅巴ヲ旅行シテ居ル際ニ、「プロイセン」ニ參リマシタ、其時ニ日本ノ大使館デ、「プロイセン」ノ一番教育ノ首腦者ト意見ヲ交換シテ見タイガト云フコトヲ申シマシタ所ガ、首腦者ト云ヘバ「プロイセン」ノ文部大臣ガ、ソレヨリハ教育總長ト云フヤウナ位置ニ居ル「ベッカー」ト云フ博士ガアル、此人ハ教育ノ畑デ叩キ上ゲタ人デ、ナカノ學問モアレバ經驗モアル、立派ナ人デアアル、其人ノ方ガ宜シイト云フノデ、其「ベッカー」博士ニ會テ、色々意見ノ交換ヲ致シマシタガ、ドウ問題ヲ出シテモ實ニ満足スルヤウナ答ヲ得テ、唯一日ノ會見デアリマシタケレドモ、大ニ得ル所ガアッタノデアリマス、若シ外國人ガ來テ日本ノ文部省デ自分ノ質問シタヤウナコトヲ質問シテ、文部ノ次官ガ答ヘラレルデアラウカト云フコトヲ翻テ考ヘテ見テ、甚ダ遺憾ニ感ジマシタ、何故ソレデハ日本ノ文部ノ當局者ハソレ程教育ニ精通シテ居ラヌノカト云フト、是ハ教育ト云フコトヲ本當ニ自分ノ生命ト考ヘテ

居ラナイ、ソレヲノ人ノ多クハ所謂役人デアル、役人ハ眼前ノコトヲ差支ナク處理シテ行クト云フコトハ上手カハ知ラヌケレドモ、日本ノ國ヲ教育ノ上カラシテ背負テ立タウト云フ其意氣込方無イノデアアル、ソレドウシテ日本ノ教育ヲ託シテ置クトガ出來マセウカ、御覽ナサイ、是マデ教育ノ要路ニ居タ人ハ、其職ヲ罷メテ引續イテ教育ノコトニ心配シテ居ル人ガ幾人アリマス、皆外ノ職業ニ轉ジテシマヒ、教育ノコトニ付テ本當ニ研究シ、又努力シテ居ルハ無イトハ申サレマセヌガ、甚ダ少ナイデハアリマセヌカ、何ガ然ラシムルノカ、ソレ等ノ人ハ皆相當ニ値打ノアル人デアアル、相當ニ値打ノアル人デアアルカラシテ、其人ハ或ハ國務大臣ニシテモ相當ニ勤マル、或ハ會社銀行ノ頭取社長ニシテモ相當ニ勤マル、ソレ等ノ人ハ皆値打ノアル人デアアル、ケレドモ一國ノ文政ヲ預ケテ置イテ宜イ人デアアルカト云フコトニ付テハ、大ニ疑問ヲ有シテ居ルノデアリマス、ソレハ其譯デアアル、一體教育ト云フ魂ガ遺入テ居ラヌノデアアル、今ノ文部省ノ役人ノ督學官以外ハ、殆ド皆大學ノ法科出ノ人デアアル、法科出ノ人ハ、大學ニ這入ル時カラ教育家ニナラウト云フヤウナ考デ這入タ人ハ恐ラクハ無カラウト思フ、有ツタ所ガ極メテ少數デセウ、ソレデ自分ハ他日、出タ後ニハ政界ニ或ハ財界ニ、色々社會ノ教育以外ノ方面ニ活躍シヤウト云フヤウナ考ヲ以テ、大學ニ這入テ來タ人ガ多カラウト思フ、サウ云フ人ハ在學中ニモ色々ノコトヲ考ヘテ居ルダラウケレドモ、教育ト云フコトニ付テハ恐ラクハ餘リ考ヘテ居ラナカッタラウト思フ、サウ云フ人ガ或ル廻リ合セデ文部省ノ督學官ニナリ、書記官ニナリ、參事官ニナリ、局長ニナルノデアリマセウガ、役人トシテ値打ノアル人デアリマセウガ、一國ノ文政ヲ司ル其主要ナル役人トシテハ、甚ダ其資

格ガ有ルカ無イカト云フコトヲ私ハ疑フノデアアル、是ハ文部省バカリデハアリマセヌ、是ハ農商務省ニ於テモ、其他ノ省ニ於テモ同ジデアリマス、値打ノアル人デアアル、値打ノアル役人デアアル、ケレドモ自分ノ司テ居ル仕事ニ付テハ、本當ノ精神ガ飽テ居ラナイ、サウ云フ譯デ今日ハ、總テノ日本ノ役人組織ハ、唯法科萬能ト云フ一語ヲ以テ蔽ウテ居ル、ソレデアアルカラシテ法科出ノ人ハ、概シテ常識モアリ、又一般ノ制度ノコトニハ通ジテ居ルカラ、サウ云フ意味ニ於テハ値打ハアルケレドモ、其自分ノシテ居ル仕事ヲ自分ノ生命トシテ緻密ニ研究ラシテ、サウシテ何處マデモ責任ヲ以テソレニ當ルト云フヤウナコトハ、甚ダ望ミニクイノデアアル、デ私ハ文部省ハ、盡クトハ申シマセヌガ、法科ノ人ニモ中ニ値打ノアル人ガアッテ、長年教育ノコトニ携ハテ居レバ相當ニ教育ニ理解ノアル人モ出來マセウガ、ソレ故ニ一概ニ法科ノ人ヲ文部省ノ役人ニシテハナラスト云フ意味デハ無論アリマセヌ、ケレドモ少クモ半分カ或ハ三分ノ二位ハ、教育ノ内容ニ付テ長年ノ間研究モシ、又サウ云フ方面ニ長所ノアル人ヲ用キナケレバイカスト思フノデアアル、現ニ御覽ナサイ、今ノ文部省ノ局長以上ノ人ニ、實際教鞭ヲ執タ人ガ一人デモアリマスカ、學校デ生徒ヲ教ヘ、或ハ校長ヲシタ人ハ或ハ無イカモ知ラヌ、參事官、書記官ニモ或ハ無イカモ知ラヌ、僅ニ督學官ガ學校ノ教育ヲ知テ居ル、其督學官ト云フモノハ、局長、次長ノ命令一下、何デモ其言フコトニ從ハナケレバナラスト云フ位置ナシデアアル、意見ヲ持テ居ツタ所ガ、ドウシテ其意見ガ行ハレマセウカ、而モ値打ノアル督學官ハ順繰リニ皆學校ヘ出デシマフ、先般モ西川ト云フ督學官ガ高等學校長ニナリマシタ、最近モ稻葉ト云フ比較的長ク教育ニ從事シテ居テ、教育ノ内容ニ精通シテ居ル人ガ、亦奈良ノ女子高等師範學校長ニナリマシタ、

サウスルト云フ、今居ル督學官ヲ決シテ
私ハ惡イト申スノデヤアリマセヌ、能ク私
ハ知リマセヌ、知リマセヌカラ中ニハ値打
ノアル人モアルダラウト思ヒマス、ケレド
モ外カラ考ヘテ見テモ、教育ノ成績ニ於
テ令名ノアツタ人ガ幾人アルカ、實際教育
ニ付テ人ノ傾聴スベキ所ノ意見ヲ述ベ、或
ハ書イタ人ガ幾人アルカ、何處デドウ云フ
風ニ薰陶シテ其薰陶ノ下ニ立派ナ人間ガ澤
山出タト云フヤウナ人ガ何處ニアルカ、ダ
カラ督學官ノ採用デスラモ私ハ人選宜シキ
ヲ得テ居ラヌダラウト思フ、矢張二三ノ人
ガ、アノ人ガ宜クハアリマセヌカ、宜カラ
ウ、ソレデヤ採用シヤウト云フ位ナコトニ
過ギヌノデヤナカ、廣ク人材ヲ天下ニ物
色シ、サウシテ慎重ナル銓衡ノ上ニ督學官
ガ選バレタモノトハ私ハ考ヘラレナイ、一
昨年デアツタト思ヒマシタガ、矢張り此議場
ニ於テ文部大臣ニ質問ヲシタ、其後ニ文部
大臣ニ會見シテ、モト眞面目ニ督學官ナド
ノ人選ヲサナナケレバナリマセヌ、ソレ
ハ御尤デス、ドウモ併シ誰ガ宜イカ分ラヌ、
分ラヌノハ是ハ誰モ分ラヌ、ダカラシテソ
レハ調ベテ見ナケレバイケナイ、ソレデ私
ハ幸ニ今中等教育會長ヲシテ居リマス關係
デ、全國ノ中等學校長トハ先ヅ近イ緣故ガ
アリマス、左様ナ關係デ全國ノ中等學校長ニ
私ノ個人ノ資格デ、若シ今文部省ニ最モ優
良ナル督學官ヲ推薦スルト云フヤウナコト
ガアツタ時ニハ、ドシナ人ガ宜カラウカ、參
考ニ聽カシテ貰ヒタイト云ウテ、全國ノ中
等學校長ニ手紙ヲ發シマシタ、澤山返事ガ
參リマシタ、併シソレニハ私ハ失望シタ、
多クハ自分ノ附近ノ、或ハ同窓ト云フヤウ
ナ人ノ中カラ人ヲ選ンデ出シタノデ、私ガ
直ニソレヲ參考ニシテ、文部大臣ニ斯ウ云
フ人ヲ御採用ニナツタラ宜カラウト云フコ
トヲ申上ゲルダケノ材料ハ得ラレマセナン
ダ、併ナガラ其儘參考ノ爲ニ當時ノ文部大
臣ニソレヲ寫シ直シテ上ゲタコトヲ記憶シ

テ居ル、私ノ中等學校長ニ意見ヲ聽イタコ
トハ、是ハ餘リ成功デハナカッタケレドモ、
サウ云フ意味ニ於テ文部大臣ハ色ニノ機關
ヲ持テ居ラレマスカラ、必シモ直接ニ文部
省トシテサウ云フコトヲ御尋ネニナラナク
テモ、色々ノ方法手段ヲ盡シテ、人材ヲ天
下ニ求メルト云フコトニ爲サツタナラバ、私
ハ必シモ其時ニ、今トハ申シマセヌガ、
其時ニ文部省ノ次官、局長、督學官ト云
フヤウナ人ノ、少クトモ半バ以上ハ或ハ値
打ノアル人ヲ得ルコトハ難クナイト思フ、
ソレ位ニシテ優良ナル人ヲ文部省ニ集メル
ト云フ御方針デナケレバ、日本ノ教育ハ本
當ニハ活キテ來ナイドノ文部大臣ト云
フコトハ今私ハ申上ゲマセヌガ、或ル文部
大臣ハソレ等ノ點ニ考慮セラレテ、人材ヲ
集メタイト、幾人カノ人ガ表面サウ云フ書
付ヲ貰、タカ實ハナカッタカハ忘レマシタ
ガ、私モ其相談人ノ一人トナテ適當ノ人
ガアツタナラバ知ラシテ貰ヒタイト云フヤ
ウナ態度デ、色々ノ人ニ御相談ニナツタコト
ガアリマス、私ハ文部大臣ニハ其態度ガ望
マシイ、唯自分ノ周圍ニ居ル幾人カノ人ニ
意見ヲ聽イテ、ソレデ輕率ニ決メテシマフ
ト云フヤウナコトハ、往々遺漏缺點ガアル、
ソレ故ニ此大事ナ、成ルベクハ代ナリナ
長ク居テ貰ハナケレバナラヌ所ノ此文部
省ノ次官局長ハ、多數ノ人ヲ推サウナ人
ヲ其位置ニ据エテ載キタイ、又督學官ノ如
キモ少シ經驗ガ出來、人カラ認メラレルト
云フヤウニナツタナラバ直グ學校長ニシテ
シマツテ、サウシテ新シイ經驗ノナイ、人カ
ラモ認メラレナイヤウナ者ガ督學官トシテ
殘テ居ル、其ノ督學官ガ地方ニ行ツタ所ガ
權威ガアラウ筈カナ、私ハ地方ノ老校長
ニ幾ラモ會、テ直接ニ意見ヲ聞イテ居リマ
スガ、何ダ、文部ノ督學官カト言、テ、鼻ノ
先デアシラテ居ル、ソレハ表面ニ出スト何
カ災ガ來ルカラ、表面ニハ出サヌガ、私等
ガ遠慮ノナイ意見ヲ聞クト、鼻デアシラテ

居ル、サウ云フコトデ教育ノ指導、教育ノ
監督ガ出來マセウカ、私ハ文部ノ督學官ト
云フモノハ、今ヨリ遙ニ位置ヲ高クシテ、
サウシテ長イ經驗ノアル、大勢ノ學校長カ
ラ尊重セラレテ居ルヤウナ人ヲ集メナケレ
バナラヌト思フノデアリマス、今日ハ文政
審議會ト云フモノガアリマス、是ハ私ガ考
ヘテモ値打ノアル人ガ大勢オ集リノ權威ア
ル團體デアリマス、併ナガラ文政審議會ノ
人々ハ皆色々ノ方面デ忙ガシイ人デアル、
大體論ハ隨分分ル人デアリマスケレドモ、
細カイ教育ノ内容ハ分ラヌ人デアアル、少數
ヲ除イテハ……其文政審議會ニ色々ノ案
ヲ出シタ所ガ、大體論ハ是ハ常識ヲ以テ、
又長イ間ノ色々ノ方面ニ於ケル經驗學識ニ
基イテ、立派ナ御答ガ出來マセウガ、教育
ノ内容ニ涉、タコトハ、文政審議會ノ人々ニハ
先ヅ分ラナイ、サウスルト云フト文部省デ
出ス案ダカラ先ヅ是デ宜カラウト云フコト
ニナリ易イ、ソレデヤ文部省ハ其案ヲドウ
シテ出スカト云フト、誠ニ簡單ナ調査デ出
ス、教育界ニ廣ク問ウテ見タナラバ隨分異
論ノアルヤウナコトヲ、平氣デ御出シニナ
ルヤウデアアル、ソレデハドコデ本當ノ教育
ノ内容ノ有ル研究ガ出來マスカ、文部省ノ
役人ハ曩ニ申ス通り相當値打ノアル人デア
ルケレドモ、教育ノ内容ニハ精通シテ居ナ
イ、ソレダカラソレ等ノ人ノ意見ハ餘リ値
打ハナイ、ソレデヤ學校ノ教員ハドウカ、
幾人カノ學校ノ教員ガ相談相手ニナツテ居
ル、ソレハドウカト云フト、文部省ニ御覺
エ目出タイ、始終文部省ノ當局者ノ所ニ接
近スルヤウナ人ガソコニ集メラレテ、ソレ
ダケノ人デ出來タ案ガ文政審議會ニ出テ行
ク、ソレガ實際ノ狀況デアアル、此決議ニド
レダケノ信用ガ出來ルカ、私ハ東京帝國大
學……今ノ文理科大学、當時ノ高等師範學
校、奈良ノ女子高等師範學校、東京ノ女子
高等師範學校、廣島ノ高等師範學校、京都
ノ大學、其教授ガ集リ、民間ノ人モ大分居

リマシタガ、ドウシテモ教育ノ一ツ研究機
關ヲ作ラナケレバナラヌ、色々ノ外ノモノ
ハ研究機關ガアル、傳染病ニモ研究所ガアル、
榮養研究所モアル、飛行機ノモアル、
其他色々ノモノニモアル、理化學研究所モ
アル、然ルニ教育ノ方ハ何處ニモ本當ノ研
究ヲスル場所ガナイ、此大事ナ教育ノ研究
所ガ無い、研究所ガナイカラ此研究所、即
チ教育研究所ト云フモノヲ起サナケレバ
ナラヌト云フコトデ、多數ノ學者ガ屢々會合
ヲ致シマシタ、其決議デ……表面ニハマダ
持出シマセナシタガ、當時ノ文部大臣ニサ
ウ云フモノヲ拵ヘル考ハナイカト云フコト
ヲ聽イタコトガアリマス、コチラノ研究モ
何分諸方ノ人ガ集マテ來ルノデアリマスカ
ラ十分ノ研究ガ出來ズニ居ル場合デモアリ
マシタシ、當時ノ文部大臣ガマア考ヘテ置
カウト云フヤウナ態度デアツタノデ、其儘ニ
ナツテ居リマスガ、私ハ現文部大臣ハサウ云
フヤウナ研究所ヲ作ル御考ハオ有リデアアル
カナイカト云フコトヲ伺ヒタイト云フノガ一
簡條デアリマス、ソレカラ又次ニ今申上ゲ
タ通り、是迄文部省ノ役人ト云ヘバ、教育
ノ素人ニ相場ガモウ決テ居ル、サウ云フ
コトデ國民ガ文部省ノ方針ニ信頼スルカド
ウカト云フコトハ甚ダ疑ハシイ、文部省ハ
全國ノ教育ヲ率キテ行カナケレバナラヌ、ソ
レニハ文部省ノ役人ニア、云フ人ガ居テ決
メタコトナラ、我々ハソレニ從ハナケレバ
ナラヌト云フヤウナ態度ニナラナケレバナ
ラヌガ、私ハ遺憾ナガラ今日ノ人々ダケデ
ハ満足ガ出來ヌト思フ、サウ云フ事實ガア
ルニ拘ラズ、今日ノ狀態ヲ以テ満足シテ居
ラレルカ、又督學官ノ如キモ今日ノヤウナ
コトデ宜イ御考ヘニナツテ居ルカト云フコ
トヲ一ツ伺ヒタイト思フ、ソレカラマダ澤
山ゴザイマスケレドモ、餘リ時間ヲ要シマ
スカラ、最モ大事ナ一簡條ヲ申上ゲテ質疑
ヲ終ラウト思ヒマス、先般東京高等師範學
校滿六十年ノ記念ノ際ニ、陛下ノ御臨幸

ガアリマシタ、其時ニ勅語ヲ賜リマシタ、
「健全ナル國民ノ養成ハ一ニ師表タルモノノ
徳化ニ俟ツ事ニ教育ニ從フモノ其レ奮勵努
力セヨ」斯ウ云フ御沙汰、實ニ有難イ、斯
クアラネバナラスコトデアアル、然ルニ徳化
ト云フモノハドウシタラ出來ルノデアアルカ
ト云フト、文部省ノ當局者ハ百モ承知シテ
居ラナケレバナラス、承知シテ居ラレマセ
ウ、ケレドモ實行ハソレニ伴ハナイ、ドウ
云フ譯カト云フト、今日ノ文部省ハ相變ラ
ズ知識ヲ能ナシ、學校ニ於テハ知識ヲ教
授スル、高等ノ學校ニ於テハ知識ヲ研究ス
ル、學問ヲ研究スル、斯ウ云フヤウナコト
ガ立前、ダカラ帝國大學ハ、私ハ日本ノ文
化ノ發達ノ上ニ大ナル貢獻ヲシタト考ヘ
ル、ソレ等ノコトニ當テ人ノ功勞ハ大ナ
ルモノデアアルと思フ、併ナガラソレハ學問
ヲ研究シ知識ヲ教授シ、サウ云フ方面カラ
日本ノ文化ヲ進メタト云フコトニ主トシテ
在ルノデアアル、思想上、健全ナル國民
ヲ造ルト云フ意味ニ於テハ、十分ニ其效果
ハ擧ガテ居ラナイ、ドウカスルト妙ナ、今
日我々ノ思ムヤウナ思想ノ人ガアツカ
モコチカラモ輩出スル、又其譯デアアル、大
學ト云フモノハ自由研究ヲ尊ブノデアアル、
ダカラ研究トシテドウ云フコトヲ研究シテ
モ是ハ決シテ差支ナイ、ソレデアアルカラ
自由ニ色々ノ方面ニ考テ廻ラス、研究ヲス
レバ色々ノ考ハソレカラ發生シテ來ル、サ
ウ云フ自由研究ノ場所ガ國民道德ノ淵源デ
アルト云フコトハ、實際論トシテハ甚ダ望ミ
ニクイ、大學ノドノ專門ヲヤツテ居ル人モ、
皆今日ノ國民道德、我々ガ希望スルヤウニ
主張シ説イテケレカト云フト、是ハ私ハ
望ミニクイ、サウ云フコトヲスル人ハス
ル、シナイ人ハシナイ、又大學ハ徳化ノ教
育所デアツテ欲シイコトハ欲シイケレドモ、
是ハ望ムコトハ甚ダムツカシイ、抑、大學
ノ歴史ヲ考ヘテ見ルト、是ハ著書取調所ノ
流ヲ汲ンデ今日迄發達シテ來タモノデア

ル、ダカラ外國ノ知識ヲ輸入スル、ソレニ
基テ新シイ研究ヲスル、マアソノ中ニ日
本ノ古典ヲ研究スルト云フコトモ自然生ジ
テハ來マセウガ、併ナガラ之ヲ研究スル、
日本ニ無イ外國ノモノヲ取入レテ、サウシ
テ日本ノ學問ヲ進メヤウ、斯ウ云フ意味ニ
大イナル力ヲ有テ居ルト思フ、ソレデア
カラ國民道德ヲ此處デ養テ、ソレヲ全國ニ
擴ゲヤウト云フヤウナコトハ、必シモ最モ
適當ナル機關デハナイノデアアル、ソレハ徳
化デヤラナケレバナラス、ドウスルカト云
フ問題、先キ申ス通り道德教育ト云フヤウ
ナコトハ、今日ノ教育上最モ研究ガ進ンデ
居ラナイ一ツデアアル、今度モ思想上ノコト
ニ付テノ研究機關ヲ造ラウト云フヤウナ、
文部省ニ御企テノアルコトヲ承知シテ、私
誠ニ喜ンデ居ル、是ハ大ニ研究シテ今日ノ
知識ノ程度、今日ノ周圍ノ事情ニ結ビ付ケ
テ、國民道德ハドウ云フ風ニシテ説イタ
宜イカ、國體ヲ擁護シ、皇室ヲ中心ト仰イ
デ、國家ヲ統一シテ行ク、其教育ト云フモ
ノハドウ云フ風ニ教ヘラレテ宜イカト云フ
ヤウナコトハ、是ハ大ニ研究シナケレバ
ラヌ問題デアアル、ソコデ此目前ノ寺内閣ノ
時分デアリマシタガ、平田子爵久保田男爵
ガ總裁副總裁トナツテ臨時教育會議ト云フ
モノガ設ケラレマシタ、此會議ニ於テ私モ
其一員デアツテ、會員ノ一員デアツテ、私ノ
主張ガ或ル程度マデ通ツテ、當時ノ高等師範
學校ヲ大學ニシテ、サウシテ權威アル教育
ノ中心機關ニシヤウト云フコトヲ私ガ持出
シタ、其趣旨ニ於テハ大體御同意ヲ得マシ
タガ、大學ト云フ名前ヲ付ケルト云フコト
ニ反對ガアツテ、併ナガラ内容ハ殆ド私ノ主
張シタ通りノコトガ認メラレテ、臨時教育
會議ノ決議トシテハ、高等師範學校ノ上ニ
專攻科ト云フモノヲ置イテ、色々ナ學科ニ
皆專攻科ヲ置イテ、年限モ大學ト同ジヤウ
ニシテ、設備モ十分ニシ、又教授ノ待遇モ、
上ノ方ノ人ハ大學ト同ジ待遇ニスルト云フ

ヤウナコトデ決定ヲ致シマシタ、然ルニサ
ウ決定シタニ拘ラズ、文部省ハイツ迄經
テモ之ヲ實行サレナイ、ト云フ所カラシテ
遂ニ、諸君モ當時新聞紙面ヲ賑ハシタノデ
御記憶デアリマセウガ、所謂昇格問題ト云
フモノガ起テヤカマシイ議論ニナリマシ
タ、其消息ハ略シテ置キマスルガ、其結論
ヲ申上ゲマスルト云フト、結局ハ大學ト云
フモノヲ設ケル、斯ウ云フコト……高等
師範學校ヲ大學ニ昇格セシムルト云フコト
ニナツタ、所ガ其高等師範學校ガ大學ニナリ
ハナツケレドモ、全ク東京帝國大學文學
部理學部ノ出店ノヤウナ大學ガ出來テシ
マツタ、高等師範學校ニ高イ課程ノ教育ヲ
スル機關ヲ置クト云フコトハ、是迄ノ高等
師範學校ノヤリ方ヲ延長シテ、即チ教育者
ノ養成機關デアツテ、是迄ノ仕方デハ年限モ
短シ、教授ノ待遇モ低シ、設備モ不十分デ
アルカラ、之ヲ其意味ニ於ケル力ノアル學
校ヲ拵ヘルト云フノガ……教育會議ノ決議
モ亦本來斯クアラネバナラス、立派ナ帝國
大學ガ東京ニアリ地方ニハ幾ツモ立派ナ帝
國大學ガアルノニ、同ジヤウナ型ノ出店ノ
ヤウナ學校ヲ同ジ帝都ニツ拵ヘルト云フ
コトハ、今日此國費多端ノ時ニ何ノ必要ガ
アリマセウ、全ク是ハ間違ッタ施設デア
ル、何處迄モ教員養成ノ最高學府デナケレバ
ラヌノデアアル、斯クシテ始メテ國民道德ノ
研究、ドウ云フ風ニシテ之ヲ教ヘル、訓育
ハドウ云フ風ニスルト云フヤウナ、今日ノ
帝國大學デハ出來ナイ、教育ノ最高學府デ
ハ出來ナイヤウナ諸問題ヲ取扱フテ、サウ
云フコトヲ研究シ、サウ云フコトニ適當ナ
ル人間ヲ集メテ、サウシテ普通教育ノ源泉
ヲ造ルト云フコトデナケレバ意味ヲ爲サヌ
ノデアリマス、ソレデアハ或ハ人ハ難ジテ言
ヒマセウ、貴様ハ永年高等師範學校長デ居
タデヤナイカ、何故ソレデアハモツサウ云フ
精神ニ適フヤウニ其學校ヲシナカッタカ、斯
ウ云フ質問ガアルカモ知レマセヌガ、ソレ

ニ私ハ答ヘテ言フノニ、自分ノ力ノ及ブ限
リハヤツタ積リデアアル、ソレダカラ年限ハ短
ク、教授ノ待遇ハ惡ク、設備ガ不十分デア
ルニモ拘ラズ、高等師範學校ヲ出タ者ガ地
方ノ中等學校ニ行ツテ、教鞭ヲ執テ居ル場
合ニハ、帝國大學ヲ卒業シタ者ト殆ド優劣
ハナイ、或ル點ニ付テハ劣ルトモ、或ル點
ニ付テハ優テ居ル、其證據ニハ私ガ學校ニ
就職シタ當時ハ、殆ド中等學校ノ校長ト云
フモノハ、師範學校ニ相當アツタ切リデ、中
學校高等女學校ニハ殆ド高等師範ノ卒業生
ハ校長トシテ居ラナカッタ、今日御覽ナサ
イ、恐ラクハ半バ……半バト數字ハハキ
リ覺エマセヌガ、帝國大學ヲ卒業シタ者ト、
高等師範學校ヲ卒業シタ者トハ、似寄ツタ數
デアアル、又高等女學校ニ於テハ、遙ニ高等師
範ヲ卒業シタ者ガ多イ、ダカラソレダケ年
限ガ短ク不十分ナル教育ヲ受ケテモ、師範
教育ト云フ其仕方デ教育ヲ受ケレバ、モッ
長イ年限ノ教育ヲ受ケタ人ト同ジヤウニ任
務ニ就クトガ出來ル、何ヨリ證據ハ、サ
ウ云フ重要ナ位置ニ澤山用キラレテ居ルト
云フコトガ成績ヲ現ハシタ證據デアアリマ
セヌカ、併ナガラ何分教授ノ待遇ガ惡イ、
年限モ短イ、是デハ本當ノモノガ出來ナイ
ト云フノデ、所謂昇格ト云フコトヲ主張シ
タ譯デアアル、自分ガ値打ノアル教授ヲ集
メヤウト思フテモ、何分待遇ガ低イカラ良イ人
ガ得ラレナイ、人格品性ニ於テモ値打ガ
アリ、教育ノ技術ニ於テモ値打ガアリ、又
學識モアルト云フ人デナケレバ、本當ニ良
イ教育者ヲ造ルコトガ出來ナイガ、ソレハ
是迄ノ高等師範學校ノ如キ貧弱ナ學校デハ
出來ナイト云フノガ、其昇格問題ノ理由デ
アル、其昇格問題ガ漸ク解決サレテ出來タ
學校ガ何カト云フト、最初ノ魂ハ失テシ
マツテ、帝國大學ノ出張所ノヤウナモノニ
ナツテシマツタ、是デドウシテ國民教育ノ源泉
タル所ノ實ヲ學ゲルコトガ出來マセウカ、
ソコデ私ハ文部大臣ニ伺ヒタイト思フノハ、

同ジ帝都ニ同ジヤウナ學校ガ二ツアルト云フコトハ、今日此國費多端ノ時ニ、是ハ甚ダ不利益ナ話デアアル、之ヲ本當ニ師範教育ノ源泉、即チ陛下ノ恩召ニ適フタ、即チ德化ヲスル、德化ヲスルト云フコトノ出來ル一ツノ教育施設ニ之ヲナサル御考ハオ有リデナイカ、マア當然アルト思ヒマスケレドモ、併ナガラオ尋ラヌ以上ハ、オ有リデヤナイカト、斯ウ申上ゲルヨリ仕方ガナイ、若シオ有リデナイト云フコトナラバ、ソレハ私ハ容易ナラヌコトデアラウト思フ、此三點ニ付テ明確ナル御答辯ヲ得タイト思フ(拍手)

(國務大臣鳩山一郎君演壇ニ登ル)

○國務大臣(鳩山一郎君) 嘉納先生カラ非常ニ御誠意アル御忠告ヲ多數戴キマシテ、誠ニ有難ク存ジマス、今日教育ガ特ニ尊重スベキモノデアルト云フ觀念ハ、國民一般ガ認識シテ來タト思フ居リマス、此頃社會上、政治上或ハ經濟上ノ幾多ノ難問題ガ生ジテ參リマシテ、人心ノ動搖ヲ來シテ居リマス、今日我々ハ教育ニ最モ力ヲ費サナクテハナラナイ問題デアルト云フコトヲ一般ガ自覺ヲシテ參リタト私ハ思フ居リマス、色々ノ問題ニ遭遇ヲ致シマシテ、ソレニ適應スル健全ナル考ヲ持ツト云フコトハ、誠ニ教育ノ力デナクテハナラナイト思ヒマス、最近ニ色々行詰ラ結果、社會ノ急激ナ變革ヲ來サウト云フヤウナ思想ガ横溢シテ居ルヤウニ考ヘラレマス、斯ウ云フヤウナ場合ニ處シマシテ、國民ノ多數ガ健全ナ思想ヲ持テ居ラナクテ、ドノ位危險ヲ及ボスモノデアラウラウト云フヤウナ事柄ヲ、人々ハ大變考ヘルヤウニナツテ參リマシテ、ドウニカシテ國民ニ健全ナ思想ヲ植付ケタイ、急激ナ變革ト云フヤウナ問題ニ對シテハ、社會ト云フモノハ、一歩々々踏ミ占メテ進歩ヲサセナクテハナラナイモノデアルト云フヤウナ考ヲ、澤山ノ人ニ持タシタイ、或ハ又非常ニ輕佻浮薄ナ思想ヲ持テ居ル人

達ニ對シマシテハ、勤儉力行ノ思想ヲ植付ケタイ、是レ總テ皆教育ノ力ニ依ラナクテハナラナイト云フヤウニ、識者ハ考ヘ出シテ來タト私ハ思フ居リマス、此意味ニ於キマシテ、思想問題、是ハ教育ニ依テ初メテ解決セラルモノデアルト云フヤウナ考ニナツテ參リタト私ハ思フ居リマス、此際ニ文部省ノ連中ハ固ヨリ、學校ノ教職員ハ固ヨリ、社會總テノ人ガ一致結束シテ、此教育ノ目的ヲ達成スルヤウニ努力シナクテハナラナイト思フ居リマス、先刻政治家ニ對シテ我々ハ反省シナクテハナラナイト云フコトノ教ヲ賜ハリマシテ、私共固ヨリ自ラ反省イタサナクテハナリマセヌ、ケレドモ政治ハ政治家バカシデハ出來ナイ、教育モ教育家バカシデハ出來ナイ、思フ居リマス、ドウカ斯ウ云フヤウナ國家ノ重要ナ問題ニ對シマシテハ、朝ニ在ルト野ニ在ルト、教育家タルト教育家タラザルトハ開ハズ、全部ガ結束シテ最善ノ目的ヲ達スルヤウニ私共働キカケナクテハナラナイト考ヘテ居リマス、智育ノ尊重ニ對シマシテ、... 智育ノ尊重ト云フヨリハ、智育ノ偏重ニ對シマシテ御注意ヲ賜ハリマシテ、誠ニ私ハ服膺シナクテハナラナイト思フ居リマス、知識ノ誥達ミ、サウシテ其知識ノ誥達ミ方ガ全ク型ニ嵌メタヤウナ知識ノ注

ナリマシテ、或ハ帝國大學ノ卒業生、或ハ東京高等師範學校ノ卒業生、或ハ廣島高等師範學校ノ卒業生ガ各關ヲ造リテ、互ニ相排斥スルヤウナ醜惡ナ場面ガ教員ノ中ニ出テ來タヤウナ始末デアリマス、此際ニ教員ノ人選ニ付キマシテ非常ニ注意ヲ要スベキハ固ヨリデアルト考ヘテ居リマス、能ク多數ノ公平ナル意見ヲ尊重イタシマシテ、萬遺漏ナイヤウニ致シタイト考ヘマス、教育ノ研究所ノ設置、竝ニ文政審議會ニ付テ御意見モ、之ニ對シマシテハ前大臣ニ於キマシテ御答辯シテアルト同様ナ考ヲ私ハ持テ居リマス、若シ教育研究所ニ付テ良イ組織ガ考ヘラレ、良イ人選ガ考ヘラレ、其目的ヲ達成シ得ルヤウナ案ガ浮ビマシタナラバ、是非教育研究所ヲ造リタイト考ヘテ居リマス、今日教育界ニ於キマシテ、教育方法ニ於キマシテ、色々ノ方面ニ於キマシテ、改革ヲシナクテハナラナイト云フコトハ澤山ゴザイマス、是等ノ問題ヲ解決スルノニハ、到底文部省ダケノ力ヲ以テ致シ能ハザルト云フコトハ千萬承知ヲ致シテ居リマス、ドウニカ此目的ヲ達成スル上ニ良キ方法ハナイモノカト常ニ考ヘテ居ル次第デアリマス、カラ、方法竝ニ組織ニ付テ案ガ浮ビマシタナラバ、御注意ノ如クニ取計ヒタイト思フ居リマス、師範大學、文理科大學ノ事ニ付テ御質問ガゴザイマシタガ、文理科大學ヲ造リマシタ其目的ニ副ハナイヤウナ傾向ガ若シアリマシタナラバ、即チ教育大學、師範大學トシテノ其目的ニ副ハナイヤウナ點ガアリマシタナラバ、改メテ參ラナクテハナラナイハ固ヨリ當然ナ事柄ト考ヘテ居リマス、其内ニ先生ノ御示教ヲ得テ、師範、文理科大學ガ師範大學ノ目的ヲ達スルヤウニ努力ヲ致シマス、之ヲ以テ私ノ答ヲ終リマス

私ハ満足イタシマス、只今ノ御話モゴザイマシタヤウニ、教育研究所ノコトハ既ニ前數回京都大學、東京大學、又男女高等師範學校ノ教授、民間ノ人モ加ハテ研究ガ大方完結シテ、マダ完成セズニ居リマス、只今ノヤウナ文部當局ノ恩召デゴザイマスナラバ、又サウ云フ人々ノ會合ヲ催シマシテ案ヲ作ッテ御參考ニ供シヤウト存ジマス、ソレガ若シ文部當局ノ恩召ニ適ヘバドウカ御採用願ヒタウゴザイマス、次ノ師範大學、文理大學ト云フヤウナコトニ關係シタ問題ハ、是ハ只今御話ノ通り相當ナ具體的ノ案ヲ作ッテ御覽ニ入レナクテハ確乎タル御答ノ出來ヌコトハ尤モト思ヒマス、ソレ故ニハ相當ナ、適當ナ人ヲ集メテ能ク研究シテ、是モ御參考ニ供シヤウト存ジマス、ソレダケノコトヲ申上ゲテ置イテ、只今ノ御答辯ヲ満足ヲ致シマス

○議長(公爵德川家達君) 日程第二、請願委員長報告、清岡子爵

(子爵清岡長言君演壇ニ登ル)
○子爵清岡長言君 第一回ノ請願委員會ノ御報告ヲ致シマス、去ル六月三日ニ委員會ヲ開キマシテ、正副委員長ノ選舉ヲ行ヒ、引續キ會議ヲ開キマシタ、而シテ今議會ハ會期モ短イ爲メ分科會ヲ開カズ、委員會ヲ六月七日ト六月十日ノ二回開クコト、及ビ其他ヲ決議イタシマシタ、右ニ依リ請願委員會ハ六月三日及六月七日ノ二回開會イタシマシタ、請願文書表報告ハ六月三日、六月六日ノ二回、請願委員特別報告ハ六月七日ニ一回イタシマシタ、而シテ請願書受領件數ハ九十七件、之ガ連署イタシテ居リマス、人名數ハ六百六十三万七千七百六十名デゴザイマス、次ニ審査ノ經過及結果ニ付テ御報告申上ゲマス、請願文書表掲載件數ハ六十四件、審査ノ結果院議ニ付スベシトスルモノガ九件、院議ニ付スルモノガ七件、審査未了ノモノガ五十四件デゴザイ

マス、尙ホ請願文書表ニ未ダ掲載イタシテ居ラナイモノハ三十三件デゴザイマス、以上ハ昭和七年六月一日ヨリ六月九日午後四時締切迄ノ御報告デゴザイマス

○議長(公爵德川家達君) 日程第三柳河軌道株式會社所屬軌道補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、三土鐵道大臣

柳河軌道株式會社所屬軌道補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和七年六月九日
衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵德川家達殿

柳河軌道株式會社所屬軌道補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案

政府ハ柳河軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲額面二十二萬九千四百圓ヲ限リ公債ヲ發行スルコトヲ得

(國務大臣三土忠造君演壇ニ登ル)

○國務大臣(三土忠造君) 只今上程サレマシタル法律案ニ付キマシテ、提案ノ理由ヲ簡單ニ申上ゲマス、門司カラ鹿兒島ヘ通ジテ居リマスル九州本線中ノ、矢部川驛カラ筑後ノ柳河ニ參リマスル柳河軌道株式會社ノ經營ニ屬スル鐵道ガアルノデアリマス、然ルニ矢部川カラ此線ニ併行イタシマシテ、政府ノ鐵道ガ開通イタシマシテ、其結果トシテ此柳河軌道株式會社ノ併行線ニ屬スル部分ガ營業成績ガ非常ニ不良ニナッタノデアリマス、即チ昨年九月二十四日ニ省線ガ開通イタシマシテ以來、急ニ營業成績ガ惡クナリマシタ、此會社ハ大體一割二三分ノ配當ヲ致シテ居リマシタガ、ソレガ殆ド無配當ニナッテシマッタノデアリマス、左様ナ狀況ニナッテ參リマシタノデ、地方鐵道法及軌道法ニ依リマシテ、賠償ヲシテヤラナケレバナラヌノデアリマシテ、其爲ニ

公債ヲ發行イタサナケレバナリマセヌ、サウ云フ意味ノ法律案デアリマスノデ、ドウカ御審議ノ上協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵德川家達君) 別ニ御質疑モナイト認メマスカラ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ報告ヲ致サセマス
(山本書記官朗讀)

柳河軌道株式會社所屬軌道補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案特別委員
侯爵德川 賴貞君 伯爵酒井 忠克君
子爵新庄 直知君 子爵綾小路 護君
男爵中村 謙一君 青木 周三君
阿部房次郎君 芳賀 茂元君
八馬 兼介君

○議長(公爵德川家達君) 日程第四、兌換銀行券條例中改正法律案、第五、日本銀行納付金法案、第六、日本銀行參與會法案、第七、資本逃避防止法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、堀切政務次官

兌換銀行券條例中改正法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和七年六月九日
衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵德川家達殿

兌換銀行券條例中改正法律案
兌換銀行券條例中左ノ通改正ス
第二條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改メ同條第四項ヲ第五項トシ第五項ヲ第六項トス

日本銀行ハ前項ノ規定ニ依ル準備發行高ノ外十億圓ヲ限リ政府發行ノ公債證券大藏省證券其ノ他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得

日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ前二項ノ規定ニ依ル發行高ノ外更ニ前項ニ規定スル物件ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得但シ十五日ヲ超エ仍其ノ發行ヲ繼續セントスルトキハ大藏大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス
日本銀行ハ前項但書ノ場合ニ於テ十六日以後八十億圓ヲ超過スル保證發行額ニ對シ大藏大臣ノ定ムル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムベシ但シ其ノ割合ハ年三分ヲ下ルコトヲ得ズ

附則
本法ハ日本銀行昭和七年後事業年度分ヨリ之ヲ適用ス
明治三十二年法律第五十六號ハ昭和七年七月一日限之ヲ廢止ス但シ同日前ノ發行稅ニ關シテハ仍舊法ニ依ル
日本銀行條例第十條中「十分ノ二」ヲ「二十分ノ一」ニ改ム

日本銀行參與會法案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和七年六月九日
衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵德川家達殿

日本銀行納付金法案

日本銀行納付金法案

日本銀行ハ事業年度毎ニ純益金ヨリ左ニ掲グル金額ヲ控除シタル殘額ノ二分ノ一ヲ政府ニ納付スベシ
一 拂込資本金額ニ對スル年六分ニ相當スル金額
二 日本銀行條例第十條ノ規定ニ依リ積立ツベキ金額ノ最少額ニ相當スル金額

純益金ヨリ前項第一號及第二號ノ金額及前項ノ規定ニ依ル納付金額ヲ控除シタル殘額ガ拂込資本金額ニ對シ年四分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ノ四分ノ三ヲ更ニ政府ニ納付スベシ

本法ニ依ル納付金額ハ所得稅法ニ依ル所得及營業收益稅法ニ依ル純益ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス
本法ニ依ル納付金ハ前事業年度分ヲ八月末日、後事業年度分ヲ翌年二月末日限政府ニ納付スベシ

附則
日本銀行參與會法案
第一條 日本銀行ニ日本銀行參與會ヲ置キ日本銀行ノ重要ナル業務ニ關シ日本銀行總裁ノ諮問ニ應ゼシム
第二條 日本銀行參與會ハ會長及日本銀行參與五人以內ヲ以テ之ヲ組織ス
第三條 會長ハ日本銀行總裁ヲ以テ之ニ充ツ
第四條 日本銀行參與ハ金融業若ハ産業ニ從事シ又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ大藏大臣之ヲ命ジ其ノ任期ヲ三年トス
日本銀行參與ハ無給トス
第五條 日本銀行總裁ハ少クトモ毎月一回日本銀行參與會ヲ招集スベシ
第六條 日本銀行參與會ハ日本銀行ノ業務ニ關シ日本銀行總裁ニ意見ヲ述ブルコトヲ得
日本銀行參與ハ必要ト認ムルトキハ日本銀行參與二人以上ノ同意ヲ得テ日本銀行參與會ノ招集ヲ會長ニ請求スルコトヲ得
附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則
日本銀行參與會法案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和七年六月九日
衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵德川家達殿

日本銀行參與會法案

日本銀行參與會法案

日本銀行參與會法案

日本銀行參與會法案

日本銀行參與會法案

日本銀行參與會法案

日本銀行參與會法案

日本銀行參與會法案

資本逃避防止法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和七年六月九日

衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵德川家達殿

資本逃避防止法案

資本逃避防止法

第一條 政府ハ内外ノ情勢ニ依リ資本ノ
内外移動ヲ取締ル爲必要ト認ムルトキ
ハ命令ヲ以テ外國通貨及外國爲替ノ賣
買、外國ニ對スル送金、外國通貨ヲ以
テスル預金取引及貸借、外國通貨表示
ノ證券其ノ他ノ債權ノ賣買及輸入並ニ
外國居住者ニ對シ信用ヲ與フル行爲ヲ
禁止又ハ制限スルコトヲ得

第二條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前
條ノ禁止又ハ制限ニ關係アル事項ニ付
報告ヲ徴シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ行
フコトヲ得

第三條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ外
國通貨、外國爲替又ハ外國通貨表示ノ
證券其ノ他ノ債權ヲ有スル者ニ對シ之
ヲ日本銀行其ノ他政府ノ指定スル者ニ
賣却スベキコトヲ命ズルコトヲ得
前項ノ賣却價額ハ外貨評價委員會ノ定
ムル所ニ依ル

外貨評價委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ
以テ之ヲ定ム

第四條 本法ニ基キテ發スル命令ヲ以テ
規定スル取引又ハ行爲ノ禁止又ハ制限
ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ
禁錮又ハ一萬圓以下(若シ當該取引
價額ノ三倍ガ一萬圓ヲ超ユルトキハ當
該取引價額ノ三倍以下)ノ罰金ニ處ス
本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ外國通
貨其ノ他ヲ賣却スベキ旨ノ政府ノ命ニ
從ハザル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ當該
外國通貨其ノ他ノ價額ノ二倍以下ノ罰
金ニ處ス

本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ報告
ヲ爲サズ、虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ帳簿其
ノ他ノ検査ヲ拒ミタル者ハ六月以下ノ
禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ
代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ
法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前條ノ違反
行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スル
ノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前條ノ罰
金刑ヲ科ス

第六條 本法ノ罰則ハ本法施行地ニ本店
又ハ主たる事務所ヲ有スル法人ノ代表
者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本
法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之
ヲ適用ス

附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(政府委員堀切善兵衛君演壇ニ登ル)
○政府委員(堀切善兵衛君) 只今議題トナ
リマシタ兌換銀行券條例中改正法律案、日
本銀行納付金法案及日本銀行參與會法案ヲ
一括シテ提案ノ理由ヲ先ヅ説明イタシマ
ス、我が財界ノ現狀ヲ見マスノニ、其最モ
憂フベキ點ハ通貨ノ循環流通ガ圓滑ナラザ
ルコトデアリマシテ、今日ノ如クニ通貨ガ
不足シ、信用ガ收縮シテ居テハ到底産業
ノ振興ヲ望ムコトハ困難デアリマス、之ニ
付キマシテハ我國ノ兌換銀行券發行制度
ガ、我が經濟力ノ進展著シキモノガアルニ
拘ラズ、明治三十一年以來一度モ改正セ
ラレズ、今日ノ時代ニ適合スルノ機能ヲ缺
イテ居ルコトガ最大ノ理由デアルト考ヘラ
レマス、即チ現行ノ、兌換銀行券條例ニ依
リマシテ、保證發行限度ハ一億二千萬圓
デアリマス所、此限度ヲ以テシテハ我國
産業ノ正當ナル取引ニ必要ナル通貨ヲ圓滑
ニ供給スル上ニ不便尠カラズ、加之正貨保
有ハ一時ニ比ベテ著シク減少シテ居リマ
スノデ、適當ニ保證發行限度ヲ擴張スルコ
トハ當面ノ急務デアリマス、而シテ近年ノ

通貨發行ノ狀況ヲ觀マスルニ、通常ノ通貨
需要量ハ約十二億圓デアリマスガ、將來ニ
於テハ通貨ノ需要量ハ自ラ増大スルコトア
ルベキヲ考慮スルト共ニ、正貨保有高ノ現
狀ヲモ參照イタシマシテ、保證發行限度ハ
之ヲ十億圓ニ擴張スルコトヲ以テ適當ナリ
ト認メタデアリマス、次ニ我國ニ於テハ
月末、季末等ニ際シ、一時的ニ決済資金需
要ノ爲メ通貨ノ増發ヲ見ルノガ常デアリマ
スルガ、斯ノ如キ一時決済用ノ通貨ハ過去
ノ實績ニ依リマシテ、通常十五日以内ニ
收縮スルノデアリマシテ、特ニ之ヲ抑制ス
ルノ必要ナシト認メタデアリマス、唯十
六日以後ニ於テ尙ホ制限外發行ヲ繼續セム
トスル場合ニハ、大藏大臣ノ許可ヲ受クル
コトヲ要スルコトトシ、且ツ之ニ對シテハ
適當ノ稅率ヲ以テ課稅シ、通貨ノ供給ガ適
當ニ保持セラルルヤウニスルコトトシタイ
ト考ヘマス、而シテ將來金利ノ低下アル場
合ニ於テ、必要ナル通貨ノ供給ニ支障ナカ
ラシムル爲メ、制限外發行稅ノ稅率ノ最低
限度ニ付キ、現行年五分年三分ニ改メ、
其限度ヲ下ラザル範圍ニ於テ大藏大臣ガ時々
ノ情勢ニ應ジ、相當ノ課稅ヲ爲シ得ルヤウ
配慮イタシタデアリマス、第二ニ日本銀
行納付金法案デアリマスガ、之ニ付キマ
シテハ日本銀行ガ國家の機關デアリ、其利
益タルヤ、國家ヨリ賦與セラレタル特權及
特權の地位ト雖レベカラザル關係アルニ鑑
ミマシテ、其全利益ヲ基準トシテ、其一定
部分ヲ國家ニ納付セシメ、日本銀行ノ利益
分配ヲシテ平衡ノ原則ニ從ハシメ、且ツ上
納額ヲシテ日本銀行ノ利益ノ増減ニ順應セ
シムルコトヲ以テ目的ト致シマシテ、即チ
現在ノ制限外發行稅制度及政府當座預金利
子上納ノ制度ハ、共ニ一定率ヲ以テ發行稅
又ハ利子ヲ徵收スルモノデアリマシテ、日
本銀行ノ受クル利益ト權衡ヲ得ザルノミデ
ナク、日本銀行ノ利益ノ増減ニ順應スルノ、
伸縮性ヲ缺キマスルガ故ニ、此兩制度ヲ廢

シテ、納付金制度ヲ採用スルコトヲ適當ト
認メタデアリマス、殊ニ今回兌換銀行券
發行制度ガ改正セラレマスレバ、日本銀行
ノ純益ハ著シク増大スベキハ明カデアリマ
スルガ故ニ、此關係カラシマシテモ本制度
ヲ採用スルコトニ致シタデアリマス、唯
本制度ノ採用ニ依リ、日本銀行ノ負擔ヲシテ
從前ニ比シ過度ナラシメザルヤウ、納付金
ノ率ヲ適當ニ定メタデアリマス、第三ニ
日本銀行參與會法案デアリマスガ、今回
兌換銀行券條例ニ改正ヲ加ヘマス結果、
通貨ノ供給ハ從來ニ比シ容易トナリ、圓滑
ヲ期シ得ルノデアリマスガ、他面ニ於テ
ハ通貨ノ供給ヲシテ眞ニ正當ナル取引ニ必
要ナル需要ニ、合致セシメムトスル認定ハ
極メテ困難ナルモノガアリ、又之ガ運用ハ
最モ肝要トスル所デアリマス、而シテ一般
ニ日本銀行ノ機能ヲ發揚シ、我國ノ經濟狀
態ニ適應セシムル爲メハ日本銀行ト金融界
竝ニ産業界等トノ聯繫ヲ緊密ナラシメ、以
テ日本銀行ヲシテ金融統制ノ實ヲ舉ゲシム
ルコトガ極メテ肝要デアルト考ヘマス、依
テ日本銀行ニ日本銀行參與會ヲ設ケ、金融
界、産業界ノ代表者竝ニ學識經驗アル者ヲ
選ンデ日本銀行參與トナシ、日本銀行總裁
ハ重要事項ニ關シ之ニ諮問シテ其意見ヲ徵
シ、又ハ總裁ニ對シ意見ヲ陳述スルヲ得
セシムルコトハ、時宜ニ適フモノデアルト
認メタデアリマス、以上三箇ノ法律案ニ
付キマシテ、大綱ニ付キマシテハ、既ニ特
別金融制度調查會ニ於テモ、審議可決セラ
レタル所デアリマス、何卒慎重御審議ノ上
速ニ御協賛ヲ願ヒマス、次ニ資本逃避防
止法案提出ノ理由ヲ説明イタシマス、一昨
年以來我國ニ於テハ、或ハ圓價格ノ低落
ヲ見越シ、或ハ内外證券ノ運用、利廻リ
ノ開キニ基キマシテ、本邦資本ノ海外ニ流
出スルモノ多ク、此傾向ハ昨年九月英國ノ
金本位制度離脱後ニ於テ、特ニ顯著ナルモ
ノガアリマシタ、最近ニ於キマシテハ、本

邦外債ノ市價方低落シマシタ爲メ、之ニ對スル投資今尙ホ其跡ヲ絶タザル狀況ニアリマス、將來ニ於キマシテモ、通貨ノ發行ガ増加スル場合ニ於テ、資本ノ海外逃避ヲ計畫スル者續出スルコトナキヲ保セヌノデアリマス、元來資本ノ國際的移動ハ、平時ニ於テハ自由タルベキコト勿論デアリマス、我ガ資本ノ海外流出ヲ防止スルコトハ、國民經濟ノ安全ヲ保持スル爲メ必要ノ措置デアリマシテ、既ニ多數ノ國ノ實例ノ存スル所デアリマス、然ルニ現在ニ於キマシテハ、資本ノ逃避ヲ取締ルベキ何等法規上ノ根據ガアリマセヌカラ、今回之ニ關スル法律案ヲ提出スル次第デアリマス、而シテ法律ニ於キマシテハ、取締ノ基本ヲ定メ、實行上ノ細目ハ命令ニ委任スルヲ以テ機宜ニ適スルモノト認メマシタ、又外債ノ發行、其他資本ノ流入ニ付キマシテモ、之ガ元利拂等ノ關係モアリ、其他資本ノ流出ト密接ナ關係ガアリマスカラ、此際之ニ付テモ政府ニ監督權ヲ有セシムル必要ガアルト考ヘマス、何卒速ニ協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望イタシマス

○子爵大河内輝耕君 質問ヲ致シテ宜シウゴザイマス

○議長(公爵德川家達君) 宜シウゴザイマス

○子爵大河内輝耕君 簡單デゴザイマスカラ此方デ申述ベマス、此案ニ關聯イタシマシテ大藏大臣ニ質問ヲ致シタイト存ジマスガ、御出席ガナイヤウデゴザイマスカラ、政務次官カラノ御答デ一向差支ヘゴザイマセヌ、此改正案ハナカナ大キナ影響ヲ及ボス改正存ジマス、經濟界ノ一ツノ革命デアリマス、之ヲ實際ニ運用スルコトニ付テ一タビ方法ヲ誤ラナラバ、非常ナル結果ヲ財界ニ起シテ來ヤウト存ジマス、此點ニ付キマシテハ政府ノ方針ハ最モ堅實ナル方針ニ依リテ之ヲ運用サルコト存ジマス

ルガ、世間ニハ隨分之ヲ濫用シテ、妙ナ結果ヲ生ゼシムルト云フヤウナコトモ聞イテ居リマスルガ、此運用ニ付テハ十分御注意ガアルコトト存ジマス、是ハマア申ス迄モナイコトデゴザイマスルガ、一應念ノ爲メ申上ゲテ置キマス、ソレデ此十億ノ兌換券ノ擴張ニ付キマシテハ、其用途ニ付キマシテ新聞紙上ニ散見シテ居ル所ガゴザイマス、ソレニ依リマスルト云フト、政府ハ此十億ノ擴張ノ中、五億ヲ以テ公債ノ今度ノ昭和七年度ノ豫算ニ計上シテアリマス、五億ヲ以テ預金部ニアル所ノ公債ヲ買上ゲマシテ、此餘裕ノ金ヲ以テ農村振興其他ニ充テル、斯ウ云フヤウナコトガ書イテゴザイマスノデゴザイマスルガ、政府ノ御方針ハサウ云フコトト承知イタシテ宜シイノデアリマス、其事ヲ伺ヒマス、ソレカラ尙ホ是ハ斯ウ云フコトヲ申上グルノハ如何カト存ジマスルガ、御迷惑ニナラヌ程度デ御答ヲ下サレバソレデ宜シイノデゴザイマス、之ニ關聯シテ平價切下ト云フヤウナ問題ガ此頃聞エテ居リマス、是ハ勿論政府ニ於テハサウ云フヤウナ御考ハ決シテナイコトト存ジマス、是モ念ノ爲メ伺ヒテ置キタイト存ジマスドウゾ御迷惑ニナラヌ程度デ御答ヲ得レバソレデ宜シイ、ソレカラ最後ニ伺ヒタイトハ此日本銀行、兌換銀行券條例ヲ改正サレノハ、日本銀行ニ限ルト存ジテ居リマスルガ、同様ノ必要ハ朝鮮銀行並ニ臺灣銀行ニ於テモ認メラレヤウト存ジマスルガ、之ニ付キマシテ政府ハ如何力改正ノ……是ト同ジヤウナ趣意ノ改正ヲナサルト云フ御考ヘガアルヤ否ヤ、若シアルノダトスレバ大體ノ腹案ヲ御示シテ願ヒタイ、若シ無イトスレバ、ドウモ私ガチヨト考ヘタ所ニ依リマスルト、矢張り同一趣意ノ改正ガアッテ然ルベキコトノヤウニ存ジマスルガ、ソレヲシタイト云フ理由ハ何處ニアルカ、其事ヲ伺ヒタイト存ジマス

〔政府委員堀切善兵衛君演壇ニ登ル〕
○政府委員堀切善兵衛君 只今大河内子爵ノ御質問ニ對シ御答ヘ申上ゲマス、本改正ノ結果、運用ヲ極メテ慎重ニ致サナケレバナラヌト云フ御説、誠ニ御尤モデアリマス、特ニソレ等ノ點ハ注意イタシマシテ、今回參與制度等ヲ設ケマシテ、學識經驗ニ富シタ人、或ハ金融界、實業界等ノ相當ノ權威者ヲ此中ニ入レマシテ、サウシテ是等ノ協力ニ依ッテ運用ヲ遺憾ナカラシメタク、左様ナ考ヘヨリ此參與制度ヲ設ケマシタヤウナ譯デ、特ニ十二分ノ注意ヲ致ス積リデアリマス、又今回保證發行限度ヲ十億圓ニ致シタ中、其中ノ五億圓ハ七年度ノ公債ニ使ヒ、残り五億圓ハ公債ノ買入レニ應ズルト云フコトヲ新聞等ニ於テ記載シテ居ルガ、左様ナ計算カラ出タモノカト云フ御問ヒデアリマスルガ、左様ナ根據カラ出タモノデハナイノデアリマス、保證限度ヲ十億圓ニ擴張イタシ、同時ニ現在四億三千万圓足ラズノ正貨ガアリマスカラ、合計十四億圓ノ限度ニ致シテ置キマスレバ、日本ノ經濟界ノ現在及今後相當ノ年月ノ間、日本ノ經濟界ニ金融上ノ不便或ハ不足ナカラシムルコトガ出來ヤウ、斯様ナ考ヘカラ此案ヲ出シマシタノデ、五億圓ハ七年度ノ公債、五億圓ハ公債ノ買入レ、サウ云フコトヲ初メカラ豫算イタシテ、此十億ト致シタモノデハ全然ナイコトヲ御答ヘ申上ゲテ置キマス、次ニ平價切下ト云フ聲ガアルガドウ云フ考ヲ有テ居ルカ、只今ノ所大藏當局ト致シマシテ、平價切下ト云フ如キ考ハ有テ居リマセヌコトヲ申上ゲテ置キマス、尙ホ臺灣銀行、朝鮮銀行等ニ付テモ何故同ジ改正案ヲ今回出サナカッタカト云フ御質問デアリマスガ、朝鮮、臺灣ノ經濟事情ハ日本内地ノ經濟事情ト違タ點モアリマス、又發券制度等ノ點ニ於キマシテモ多少違ヒガソコニアリマスルカラ、是等ノ點ハ尙ホ今後篤ト考慮イタシマシテ、適當ノ方法ヲ今後

講ジタイト考ヘテ居リマス、以上御答辯申上ゲマス
○子爵大河内輝耕君 只今ノ十億ノコトニ付キマシテハ、算出ノ根據ヲ伺フタノデハナイノデアリマス、ドウ云フヤウナ用途ニ御使ヒニナルト云フ御考ガ、政府ニオアリニナルカト云フコトヲ伺フタノデアリマス、今一應御答ヲ願ヒタイト存ジマス、ソレカラ殖民地ノ事情ハ内地ト違フト云フ御話デゴザイマスガ、ソコヲモウ少シ具體的ニ伺ヒタイ、違フナラバ何處ガ違フ、或ハ内地ハ非常ニ行詰ッテ居ルガ、殖民地ハソレ程行詰ッテ居ラス、何カソコニ具體的ノ事情ガアラウト思ヒマス、今少シソコヲ具體的ニ伺ヒタイ
〔政府委員堀切善兵衛君演壇ニ登ル〕
○政府委員堀切善兵衛君 朝鮮臺灣等ノ經濟事情ト内地ノ經濟事情ト大體違ヒノアリマスルコトハ詳シク申上ゲナクテモ宜カラウト存ジマスガ、尙ホ此兩銀行ノ正貨準備ハ、日本銀行ノ正貨準備ノ如ク近年非常ニ激減シタト云フ事實モナイノデアリマス、是等ノ點ヲ考慮イタシマシテ、サウシテ今後尙ホ慎重ニ調査研究イタシマシテ、適當ノ機會ニ此改正案ヲ出シタイト考ヘデアリマス、ソレカラ十億圓ヲ、半分ハ七年度ノ公債ニ充テ、残りノ半分ハ公債ノ買入ニ充テル考ヘカト云フ譯デアリマスガ、今年度ノ公債ノ中日本銀行引受ノ分ハ丁度五億ト數字ガ極メテ居ル譯デアリマセヌノデアリマス、又公債ノ買入ヲ致スコトガアルカモ知レマセヌケレドモ、是モ五億ダケノモノヲ買入レルト何モ極メテ居ル筈デハナイノデアリマス、左様御了承ヲ願ヒマス
○子爵東園基光君 只今上程サレテ居リマスル日程第四ヨリ第七ニ至リマス法案ハ、何レモ重要ナル案ト認メマス、依リマシテ、其特別委員ノ數ハ特ニ十八名ニ致シマシテ其選舉ハ議長ニ御一任イタシタイト存ジマス、右動議ヲ提出イタシマス

○子爵西大路吉光君 贊成
○議長(公爵德川家達君) 東園子爵ノ動議
ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ乞ヒマス
(起立者多數)

○議長(公爵德川家達君) 過半数ヲ認メマ
ス、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ
朗讀イタサセマス
(山本書記官朗讀)

兌換銀行券條例中改正法律案外三件特別
委員

公爵山縣 有造君 侯爵松平 康昌君
伯爵林 博太郎君 子爵渡邊 千冬君
子爵八條 隆正君 子爵舟橋 清賢君
石塚 英藏君 男爵郷 誠之助君
男爵矢吹 省三君 片岡 直溫君
倉知 鐵吉君 西野 元君
馬場 鐵一君 澤山精八郎君
下出 民義君 三木與吉郎君
岩田 三史君 男爵四條 隆英君

○議長(公爵德川家達君) 日程第八、昭和
七年法律第一號中改正法律案、第九、昭
和七年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公
債發行ニ關スル法律案、第十、行政整理又
ハ軍備整理ニ際シ退官退職シタル者等ニ交
付スル公債發行ニ關スル法律案、第十一、
昭和七年度以降國債償還資金ノ繰入一部停
止ニ關スル法律案、第十二、國債ノ價額計
算ニ關スル法律案、第十三、恩給ノ減額補
給及停止ニ關スル法律案、政府提出、衆議
院送付、第一讀會、堀切大藏政務次官

昭和七年法律第一號中改正法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和七年六月九日

衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵德川家達殿

昭和七年法律第一號中改正法律案
昭和七年法律第一號中左ノ通改正ス
「六千七百五十萬圓」ヲ「二億六千萬圓」ニ
改ム

官報號外 昭和七年六月十一日 貴族院議事速記第六號

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
參照

昭和七年法律第一號ハ滿洲事件ニ關スル
經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律ナリ
昭和七年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツ
ル爲公債發行ニ關スル法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和七年六月九日

衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵德川家達殿

昭和七年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツ
ル爲公債發行ニ關スル法律案
第一條 政府ハ昭和七年度一般會計歳出
ノ財源ニ充ツル爲他ノ法律ニ依リ起債
シ得ル金額ノ外一億六千六百萬圓ヲ限
リ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコト
ヲ得

第二條 政府ハ昭和七年度一般會計歳出
豫算年度繰越額ノ財源ニ充ツル爲他
ノ法律ニ依リ起債シ得ル金額ノ外昭和
八年度ニ於テ公債ヲ發行シ又ハ借入金
ヲ爲スコトヲ得但シ前條ノ規定ニ依ル
公債又ハ借入金ト通ジテ前條ノ制限額
ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三條 前二條ノ規定ニ依ル公債ノ發行
價格差減額ヲ補填スル爲必要ナル場合
ニ於テハ前二條ノ制限以外ニ公債ヲ發
行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
行政整理又ハ軍備整理ニ際シ退官退職
シタル者等ニ交付スル公債發行ニ關ス
ル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和七年六月九日

衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵德川家達殿

行政整理又ハ軍備整理ニ際シ退官退職

シタル者等ニ交付スル公債發行ニ關ス
ル法律案
今回ノ行政整理又ハ軍備整理ニ際シ退官
若ハ退職シタル者、休職ヲ命ゼラレタル
者、現役ヲ退カシメラレタル者、解職若
ハ解備セラレタル者等ニ特別ノ賜金又ハ
手當トシテ交付スル爲政府ハ額面二千五
百四十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行スルコトヲ
得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年度以降國債償還資金ノ繰入一
部停止ニ關スル法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和七年六月九日

衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵德川家達殿

昭和七年度以降國債償還資金ノ繰入一
部停止ニ關スル法律案
昭和七年度以降當分ノ內國債整理基金特
別會計法第二條ノ規定ニ依リ繰入ルベキ
元金償還資金ハ前年度首ニ於ケル國債總
額ノ百分ノ百十六ニ相當スル金額ノ三分
ノ一以上トシ同法第二條ノ二ノ規定ニ依
ル元金償還資金ノ繰入ハ之ヲ爲サザルコ
トヲ得

前項ノ規定ニ依リ國債償還資金ノ繰入一
部停止ヲ爲シタル年度ニ於テハ震災手形
善後處理法第八條但書ノ規定ニ依リ繰入
ヲ要セザル金額ハ同法ニ依リ發行シタル
公債ノ前年度首ニ於ケル未償還額ノ百分
ノ百十六ニ相當スル金額ノ三分ノ一ト
ス

附則

本法ハ昭和七年度ヨリ之ヲ施行ス

國債ノ價額計算ニ關スル法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和七年六月九日

衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵德川家達殿

國債ノ價額計算ニ關スル法律案

國債ノ價額ヲ財產目錄ニ記載スルニハ商
法第二十六條第二項ノ規定ニ拘ラズ大藏
大臣ノ告示スル標準發行價格ニ依リコト
ヲ得但シ其ノ取得ノ際ニ於ケル時價ヲ超
ユルコトヲ得ズ
前項ノ規定ハ外國ニ於テ發行シタル國債
ニハ之ヲ適用セズ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
明治三十八年法律第二十號ハ之ヲ廢止
ス

本法施行ノ際所有スル國債ニシテ最終ノ
財產目錄調製前ニ取得シタルモノハ第一
項但書ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ最終ノ
財產目錄調製ノ時ニ於テ取得シタルモノ
ト看做ス

恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律
案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和七年六月九日

衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵德川家達殿

恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律案
第一條 昭和六年六月一日以降減俸ノ爲
改正シタル俸給ニ關スル規程ニ依リ俸給
ヲ給セラレ勅令ヲ以テ指定スル時期迄
ニ退職シ若ハ死亡シタル軍人以外ノ公務
員若ハ之ニ準ズベキ者又ハ其ノ遺族ニ
ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ恩給額ト改
正前ノ俸給ニ關スル規程ニ依レバ受ク
ベカリシ俸給ヲ基礎トシ恩給額トノ差
額ヲ年金タル恩給ニ在リテハ退職又ハ
死亡ノ翌月ヨリ増給シ一時金タル恩給
ニ在リテハ追給ス

前項ノ規定ハ昭和六年六月一日以降勅
令ヲ以テ指定スル時期迄ニ新ニ制定セ

少シ長期間ヲ見マスレバ、國債ニ付テ一
定ノ標準ノ價額ヲ以テ之ヲ財産目錄ニ記載
スルコトヲ得ルコトヲ致シマシテモ、大ナ
ル不都合ヲ生ゼザルノミナラス、之ガ爲ニ
國債所有者ニ大ナル利便ヲ與ヘ、國債ノ發
行ヲ容易ニシ、且ツ其價格維持ニ資スル所
ガ多イノデアリマス、依テ國債ノ價額ヲ財
産目錄ニ記載スル場合ニ、商法ノ財産評價
ニ關スル規定ニ特例ヲ設クルコトヲ適當ト
認メ、本案ヲ提出シタ次第デアリマス、何
卒御審議ノ上御協賛ヲ願ヒマス

〔男爵阪谷芳郎君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長（公爵徳川家達君） 法制局長官堀切
善次郎君

〔政府委員堀切善次郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員（堀切善次郎君） 只今議題トナ
リマシタ最後ノ恩給ノ減額補給及停止ニ關
スル法律案ニ付キマシテ申上ゲマス、昨年
六月ヨリ七月ニ亙リマシテ、一般官吏ノ
減俸ヲ行ヒマシタ結果、俸給ヲ基礎トシテ
算出セラレテ居リマス恩給ハ、恩給法上定
額ヲ給スルモノトハ違ヒマシテ、自然減額
セラレコトナッタノデアリマスガ、此減
俸ハ臨時の措置デアリマス關係上、其結
果ヲ直ニ恩給ニマデ及ボスノハ適當デナイ
ト考ヘラレルノデアリマス、之ニ依リマシ
テ、減俸カラ生ジマス恩給ノ減額ヲ補給ス
ルノ途ヲ講ズルノ必要ガアルノデアリマ
ス、又或種ノ公務員即チ教育職員ニ於キマ
シテハ、恩給ノ受給者ガ再任イタシマンタ
ル時ニハ、他ノ公務員ニ於キマスルガ如ク
恩給ノ全部ヲ停止イタシマセヌデ、再度ノ
俸給額ガ前ノ俸給額ニ及バナイ部分ヲ恩給
ヲ補足シテタルコトノ制度トナツテ居ルノ
デアリマス、此種類ノ公務員ニ於キマシテ
ハ、昨年ノ減俸ニ依リマシテ、恩給ハ法規
上自動的ニ減俸額ダケ増給サレル結果トナ
リマシテ、他ノ者トノ間ニ權衡ヲ失スルコ
トトナルノデアリマス、故ニ此自然的ニ増
給サレル分ヲ元ノ儘ニ止メテ置ク必要ガア

ルノデアリマス、此二ツノコトヲ主ナル
目的ト致シマシテ、本法律案ヲ提出イタシ
マシタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上、
御協賛アラムコトヲ希望イタシマス次第
アリマス

○男爵阪谷芳郎君 總理大臣ニ質問イタシ
マスガ、今日ノ日程ノ第九ニ上ボテ居リ
マス歳入補填ノコトデゴザイマス、是ハ我
國憲法アリテ以來會テ無イ惡例デアルト思
フ、事茲ニ至リマシタノハ誠ニ残念至極ニ
存ジマス、本員等ガ席ヲ汚シテ居リマスノ
モスウ云フコトガナイヤウニト云フ爲ニ席
ヲ汚シテ居リマスルノハ、斯カル事態ニ立
至リマシタコトハ本員ノ誠ニ遺憾ニ存ジマ
ス、次ノ年度ニ於キマシテハ總理大臣ハ必
ズ歳計ヲ平均セシムルト云フ御決心ガアリ
マセウカ、又斯ウ云フ法案ガ出マシテハ、
誠ニ國家ノ不祥事ト考ヘマス、モウ一ツ同
ヒマスノハ此度ノ公債計畫ト云フモノハ殆
ド六億ヲ超過スルヤウナ計算ニナルト思ヒ
マスガ、サウ致シマスルト、利子バカリデ
モ三千万圓カラノ利子ニナルデアリマス
ルカラ、苟モ公債ノ計畫ヲ御樹テニナル以
上ハ、其償還財源ノ計畫ガナクチャナラナ
イ、日露戰役ノ時ニハ戰爭ガ始マルト、直
ニ政府ハ一億五千万圓乃至二億ノ増稅ヲ致
シマシテ、豫メ公債ノ償還ニ應ズルノ財源
ヲ作ッタノハ閣下モ御承知デアラウト思ヒ
マス、苟モ六億カラノ公債ノ發行ニ付テ、
既ニ歳計ガ不足シテ赤字ノ補填ノ公債法案
ヲ御出シニナルヤウナコトデアッテハ、ドウ
ナルカト云フコトヲ本員等ハ懸念イタシマ
ス、是ハ國家ノ爲ニ大事ナコトデゴザイマ
スルノデ、償還財源ハドウナテ居ルカト云
フコトヲ御示シテ願ヒタイノデアリマス、
次ニ此第八ノ日程ニ屬スル軍事費ノ問題デ
ゴザイマスルガ、此滿洲ノ新國家ヲ承認ス
ルトカ承認セストカ云フ問題ハモウナイ、是
ハ當然ノ問題デ、單ニ形式ヲ待テ居ルノミ
デアラウト本員ハ考ヘルノデアリマスル

ガ、此豫算ヲ見マスルト滿洲ニ於ケル滿鐵、
關東廳其他色ミナ政治機關ト云フモノハ、
是モ閣下御承知デモアリマセウカ、本員等
ガ二十七年前ニ内閣ニ居リマシタ時ノ制度
ガ其儘ニナッテ居リマシテ、今日ノ狀態ニ適
應セスト云フコトハ當然以上ノ當然デアラ
ウト思ヒマスガ、一向豫算ノ上ニ其變更ノ
形跡ガ見エマセヌノハドウナテ居ルノデ
アリマスカ、又第二ニ滿洲ニ於ケル事變デ
ゴザイマスルガ、三月三十一日ノ以前ト以
後トデハ、大變ニ此性質ガ變テ居ルヤウニ
本員ハ考ヘマスルガ、三月三十一日以前ノ
土匪ノ討伐其他ト云フモノハ、帝國政府ノ自
衛權ニ出デタモノデアラウト思ヒマスル
ガ、其以後、新國家ノ成立シタ以後ノ討伐
ト云フモノハ新政府ノ依頼ニ依ッテ居ルノ
デアリマセウカ、若シサウナルト云フト財
源按配ノ上ニ於テ自ラ考慮シナケレバナラ
ヌト思ヒマスガ、此邊ハ如何ナモノデアリ
マセウカ、此五點ヲ伺ヒマス

（國務大臣子爵齋藤實君演壇ニ登ル）

○國務大臣（子爵齋藤實君） 御答ヲ致シマ
スルガ、赤字公債ノ問題ニ付キマシテハ、
次年度ニ於キマシテハ十分ナ研究、注意ヲ
拂ヒマシテ、再ビ斯ウ云フコトノナイヤウ
ニ致シタイト考ヘテ居リマス、今茲ニ具體
的ニ數字ヲ以テ御答スル場合デモゴザイマ
セヌガ、心持ヲ申上ゲマス、ソレカラ公債
ニ對シマスル、多數ノ公債募集ニ對シマス
ル利子ノコトニ付キマシテハ、大藏當局ヨ
リ御答ヲ致サセタイト思ヒマス、ソレカラ
滿洲國承認問題ニ付キマシテハ、唯、今日
ノ狀況、一方カラバカリ決定スルコトガ出
來マセヌノデ、國際的ニモマダ取極メヲ要
スルコトモアリマス、ソレカラ實際ノ上ニ
於キマシテ色ミノ狀況カラ之ヲ整理シテ行
カナケレバナラスコトモアリマス、サウ云
フコトガ今少シ整理マシマス、成ルベク速
ニ承認シタイト云フ考ヲ持ッテ居リマス、ソ
レダケデ御答ハ済ムカト思ヒマス

○男爵阪谷芳郎君 尙ホ本員ハ其承認問題
ヲ疑イタノデハナイノデアリマス、滿洲ニ
於ケル行政機關ト云フモノハ、當然直サナ
ケレバナライモノデアラウト思ヒマス、
ソレガ豫算ノ上ニ見エテ居ラナイガ差支ナ
イカ、承認ト云フコトハ時ノ問題デ、是ハ
直グ來ルカモ知レヌ、然ルニ現在ノ行政機
關デ以テハ役ニ立タイト思ヒマス、御同
様ガ二十七年時代ニ於キマシテ内閣ニ居
タ時分ノ、時代後レノモノデアリマスカラ、
ソレヲ直サナケレバナラス、其點ハドウカ
今ノ三月以降ノ陸軍ノ軍事行動ト云フモノ
ハ新政府ノ意ヲ受ケテ居リマスカドウカ、
ソレニ依ッテ財源ノ按配ヲ考慮セバナ
ルマイト云フコトデアリマス

○國務大臣（子爵齋藤實君） 此組織問題ニ
付キマシテハ、目下研究中デアリマシテ、
内閣組織以來マダ日子モ淺イ爲ニ、マダ成
案ヲ茲ニ御示シ致スマデニ至ッテ居ナイノ
ヲ遺憾ト致シマス、是ハ最近ノ機會ニ於テ
決定ヲ致シタイト思ッテ居リマス、ソレカラ
此治安維持ノ問題ニ付キマシテハ、只今ノ
所矢張り三月マデノ狀況ノ延長デアリマス
ルガ、此費用其他ノコトニ付キマシテハ、
色々内定イタシテ居ルコトモアリマスルケ
レドモ、此處ニ於テマダ發表イタス譯ニモ
行キマセヌノデアリマス、左様御承知ヲ願
ヒマス

○男爵阪谷芳郎君 其公債ノ償還財源ノ御
答ガ無イヤウデアリマスガ……
（政府委員堀切善兵衛君演壇ニ登ル）
○政府委員（堀切善兵衛君） 御答辯申上ゲ
マス、成ル程多額ノ公債増發ニナリマスル
ニ拘ラズ、一面ニ於テ償還財源トシテ増稅
其他ノ計畫ヲ伴ハナカッタコトハ事實デア
リマス、何分昨今ノ日本ノ經濟狀態ハ、増
稅ヲ實行シマスルニ於テ餘程慎重ニ是ハ考
慮イタシ調査イタサナクテハナラス必要ガ
アルト考ヘマスノデ、是等ノ點ニ付キマシ
テハ今後政府ニ於テモ十二分ニ調査研究ヲ

遂ゲマシテ、サウシテ然ルベキ適當ノ方法
ヲ講ジタイ考デ居リマス、左様ニ御了承ヲ
願フ次第デアリマス

○男爵阪谷芳郎君 了承ガ少シ出來兼ネル
次第デゴザイマスガ、苟モ公債ノ計畫ヲ立
テルカラニハ、其償還財源ト云フモノヲ必
ズ計畫シテ置カナケレバナラスコトハ、財
政上ノ原則ダラウト思ヒマス、ソレデ來年
度ハ總理大臣ガ非常ナ決心ヲ以テ歳入出ノ
平均ヲ充タスト云フ考デアルト云フコトデ
ゴザイマスカラ、同時ニ償還財源ノコトハ、
最早御考慮ニナッテ置カナケレバナラスコ
トデハナイカ、無イト云フコトデアレバ
ハモウ致シ方ハナイノデアリマスガ、モウ
一遍其點ニ付テ御考ノ餘地ハナイカ御答辯
ヲ願ヒタイト思ヒマス……御答ガナケレバ
宜シウゴザイマスクレドモ、モウ一ツ御答
ガ殘ッテ居リマス、總理大臣ノ御答辯ニ依リ
マスルト、滿洲ニ於ケル帝國政府ノ行政機
關ノ改造ノコトハ、今ヤ、テ居ルト云フコト
デアリマスガ、是ハ明日ニモ其改造ノ必要
ナコトガ來ハシナイカ、然ルニ今ノ豫算デ
ハ此儘デハイカナイデアハアリマセヌカ、ソ
レデ差支ナク此豫算ヲ此處用キテモ、此改
造シタ機關ニ應用出來ルノデアリマスカ、
ドウデアリマスカ、更ニ新規ノ豫算ガ御提
出ニデモナルノデゴザイマスカ、ソレヲ御
伺ヒ致シタイ

（國務大臣子爵齋藤實君演壇ニ登ル）
○國務大臣（子爵齋藤實君） 只今御答イタ
シマシタ編成ノコトニ付キマシテ、關係ノ豫
算ハドウカト云フ御尋ノヤウデアリマス、
此一事ニ付キマシテハ折角研究中デアリマ
シテ、遺憾ナキヤウニ致シタイト思ッテ居
リマス

○男爵阪谷芳郎君 御答ハドウモ本員ハ滿
足トハ思ヒマセヌガ、是デ宜シウゴザイマ
ス
○子爵東園基光君 只今上程サレテ居リマ
スル日程第八ヨリ第十三ニ至リマス諸案

ハ、是亦重要ナル案ト認メマスルノデ、十八名ノ委員ニ付託セラレムコトヲ希望イタシマス、尙選舉ハ議長ニ御一任イダシタイト思ヒマス

○子爵西大路吉光君 賛成

○議長(公爵德川家達君) 東園子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナシト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ、書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス

(山本書記官朗讀)

昭和七年法律第一號中改正法律案外五件特別委員

侯爵大隈 信常君 侯爵細川 護立君
伯爵奥平 昌恭君 子爵梅小路定行君
子爵前田 利定君 大島 健一君
杉内會次郎君 男爵菊池 武夫君
男爵井田 馨楠君 男爵小畑大太郎君
加藤政之助君 古島 一雄君
木村清四郎君 大橋新太郎君
金杉英五郎君 五十嵐甚藏君
見目 清君 本間千代吉君

○議長(公爵德川家達君) 日程第十四、絲價安定融資擔保生絲買收法案、並ニ日程第十五、絲價安定融資損失善後處理法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

絲價安定融資擔保生絲買收法案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和七年六月九日

衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵德川家達殿

絲價安定融資擔保生絲買收法案

絲價安定融資擔保生絲買收法案

第一條 政府ハ生絲ノ價格ノ安定ヲ圖ル爲左ニ掲グル生絲ヲ一括シテ買入ルルコトヲ得

コトヲ得

一 銀行ガ絲價安定融資補償法第一條ノ規定ニ依リ本法施行前ニ政府ト爲シタル損失補償ノ契約ニ基キ生絲ノ製造又ハ加工ヲ爲ス者ニ對シテ爲シタル資金融通ノ擔保タル生絲七千四百四十一荷口
二 銀行ガ帝國蠶絲株式會社ニ對シ同社ガ絲價安定ノ爲昭和四年十一月ヨリ昭和五年六月迄ノ間ニ於テ行ヒタル生絲共同保管事業ノ資金トシテ爲シタル資金融通ノ擔保タル生絲二千三百九十荷口
第二條 生絲ノ買入代價ハ一荷口四千五百二十二圓二十五錢トス
政府ノ買入レタル生絲中検査ノ結果品質著シク不良ナリト認ムルモノアルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ買入代價ノ一部ヲ返還セシム
第三條 政府ハ其ノ買入レタル生絲ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ第一條ノ銀行ヲシテ保管セシムルコトヲ得
前項ノ保管ニ要スル經費ハ銀行ノ負擔トス
第四條 生絲ノ買入代價ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ買入ノ日ヨリ五年間ニ之ヲ分割シテ支拂フコトヲ得
第二條第二項ノ返還金ハ前項ノ支拂金額ヨリ之ヲ控除スルコトヲ得
第五條 生絲ノ買入代價ハ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得
第六條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得
第七條 本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ主務大臣之ヲ定ム
第八條 政府ノ買入レタル生絲ノ處分ハ命令ノ定ムル所ニ依リ新規ノ用途又ハ販路ニ向ケラルベキ場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第九條 前條ノ規定ニ依ル生絲ノ處分ニ依リ收入金ニ相當スル金額ハ國債整理基金特別會計法第二條ノ規定ニ依リ繰入ノ外國債ノ元金償還ニ充ツル爲之ヲ一般會計ヨリ國債整理基金特別會計ニ繰入ルベシ但シ本法ニ依リ發行シタル公債ノ前年度首ニ於ケル未償還額ノ萬分ノ百十六ニ相當スル金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第十條 本法ノ適用ニ付テハ產業組合中中央金庫ハ之ヲ銀行ト看做ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第九條但書ノ規定ニ依リ繰入ヲ要セザル金額ハ當分ノ内本法ニ依リ發行シタル公債ノ前年度首ニ於ケル未償還額ノ萬分ノ百十六ニ相當スル金額ノ三分ノ一トス
絲價安定融資損失善後處理法案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和七年六月九日

衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵德川家達殿

絲價安定融資損失善後處理法案

第一條 政府ハ銀行ニ對シ左ノ各號ノ一ニ該當スル銀行ノ損失ニ付千五百八十七萬圓ヲ限り之ヲ補填スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

一 銀行ガ絲價安定融資補償法第一條ノ規定ニ依リ本法施行前ニ政府ト爲シタル損失補償ノ契約ニ基キ損失ノ補償ヲ受ケタル場合ニ於テ尙補償ヲ受ケザル損失アルトキハ其ノ損失

二 銀行ガ帝國蠶絲株式會社ニ對シ同社ガ絲價安定ノ爲昭和四年十一月ヨリ昭和五年六月迄ノ間ニ於テ行ヒタル生絲共同保管事業ノ資金トシテ生絲ヲ擔保トシテ爲シタル資金ノ融通ニ付受ケタル損失

前項第二號ノ損失ハ銀行ガ擔保トシテ受取リタル生絲ニ付債權ノ辨濟ヲ受ケ尙不足アルトキ其ノ不足分トス
第二條 政府ノ補填スベキ額ハ損失補償ノ契約ニ定ムル條件ニ從ヒ絲價安定融資補償法ニ依リ絲價安定融資補償審査會之ヲ決定ス
第三條 政府ガ銀行ニ對シテ交付スベキ損失補填金ハ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得
第四條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得
第五條 本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ主務大臣之ヲ定ム
第六條 絲價安定融資補償法第九條ノ規定ハ同法第一條ノ規定ニ依リ本法施行前銀行ガ政府ト爲シタル損失補償ノ契約ニ付テハ之ヲ適用セズ
第七條 損失ノ補填ヲ受ケルノ契約ヲ爲シタル銀行ガ本法ニ基キテ發スル命令又ハ損失補填ノ契約ニ違反シタルトキハ政府ハ契約ヲ解除シ、損失ノ全部若ハ一部ニ付補填ヲ爲サズ又ハ損失補填金ノ全部若ハ一部ノ償還ヲ命ズルコトヲ得
第八條 本法ノ適用ニ付テハ產業組合中中央金庫ハ之ヲ銀行ト看做ス

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(國務大臣後藤文夫君演壇ニ登ル)

○國務大臣(後藤文夫君) 絲價安定融資擔保生絲買收法案ノ提案理由カラ御説明ヲ申上ゲマス、昭和四年及五年ニ於キマシテ、絲價ノ安定ヲ圖ラウト致シマシタ結果、本邦生絲市場ニ生ジマシタ、所謂滯留生絲ノ處理ニ付キマシタハ、是マデ政府ニ於キマシテ慎重ニ考テ重ネテ參テ居タリ、掃イタリマシタガ、今年ノ四月此滯留ヲ一掃イタリマシタ、蠶絲業ノ所謂擔ヲ除ク趣旨ヲ以テ、一括賣却ノ斷行ガ行ハレタノデアリマシタ、然ルニ其後諸般ノ事情ノ變化ノ爲ニ、

絲ノ賣却代金ヲ以テシテハ、製絲家ノ債務ヲ返濟シ得ル額ハ割合ニ少額デアリマシテ、銀行ニ對シテ尙巨額ノ債務ヲ殘スコトナルノデアリマス、然ルニ製絲家ノ現狀ハ連年ノ不景氣ニ禍セラレマシテ、此巨額ノ債務全部ヲ負擔スルコトハ殆ド不可能ノ狀態デアリマス、從テ銀行ガ其殘債權ヲ其儘行使スルニ於キマシテハ、債務者ニ致命傷ヲ與ヘ、爲ニ本邦重要産業デアリマス蠶絲業全般ノ基礎ヲ破壞スルノ虞ガアリマスノデ、製絲家ニ於テハ、其負擔ノ能力ニ應ジテ負擔ヲサセルコトハ勿論デアリマスルガ、銀行ニ於キマシテモ相當ノ犠牲ヲ拂ヒ、サウシテ尙ホ殘存スル損失ニ付キマシテハ、政府ニ於テ之ヲ負擔シ製絲業及養蠶業ノ危機ヲ救済スルコトハ誠ニ已ムヲ得ナイ事情ニアルノデアリマス、斯ノ如ク國家ニ對シテ負擔ノ餘儀ナキニ至ラシメマシタコトハ、誠ニ遺憾ニ堪ヘマセヌ次第デアリマスガ將來再ビ斯ノ如キ負擔ヲ國家國民ニ掛ケマセヌヤウニスルコトハ、當業者ハ勿論、政府ニ於テモ固ヨリ必要ノコトデアリマシテ、當業者ニ對シテモ其覺悟ヲ促シマスト共ニ、政府ニ於テモ速ニ斯業ノ根本的安定策ノ樹立實行ヲ期シタイト考ヘテ居リマス次第デ、成案ヲ得ルモノニ付キマシテハ、次ノ議會ニ提案イタシテデモ御協贊ヲ願ヒタイト云フヤウナ心持デ居リマス、本法律竊ハ上述ノ如ク本邦重要産業デアリマス蠶絲業ノ維持更生ノ爲メ已ムヲ得ザル事情ニ依テ提出シタ次第デアリマスノデ、何卒十分ニ御審議ノ上速ニ御協贊ヲ與ヘラレムコトヲ切望イタシマス

○子爵東國基光君　只今上程サレマシタ日程第十四第十五ハ是亦重要ナル案ト認メマスルニ依リマシテ、特別委員ノ數ヲ十八名トシテ、此選舉ハ議長ニ御一任イタシタイト存ジマス、右提出イタシマス

○子爵西大路吉光君　贊成

○議長（公爵徳川家達君）　東國子爵ノ勸議ニ御異存ゴザイマセヌカ

絲價安定融資擔保生絲買收法案外一件特別委員

公爵德川 圀順君 侯爵佐佐木行忠君
子爵大河內 輝耕君 子爵保科 正昭君
子爵西尾 忠方君 小松謙次郎君
上山滿之進君 男爵藤村 義朗君
男爵稻田 昌植君 男爵園田 武彥君
藤田 四郎君 室田 義文君
次田大三郎君 藤山 雷太君
高橋源次郎君 佐藤 信古君
小林 暢君 絲原武太郎君

○議長(公爵德川家達君) 日程第十六、大正十二年法律第五十二號中改正法律案、衆議院提出、第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

衆議院議長 秋田 清
貴族院議長 公爵徳川家達殿

大正十二年法律第五十二號中左ノ通改正ス

第一項中「昭和七年十二月三十一日迄」ヲ
「昭和十二年十二月三十一日迄」ニ改ム
附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ特別委員
ノ氏名ヲ、書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス
〔山本書記官朗讀〕

大正十二年法律第五十二號中改正法律案
特別委員

公爵鷹司	信輔君	子爵牧野	一成君
子爵渡邊	七郎君	子爵鍋島	直繩君
富谷銚太郎君	男爵北大路實信君		

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十七ヨリ
第二十五マデ請願、會議

〔左ノ意見書案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ做フ〕

意見書案

國幣小社度津神社ノ改築ニ關スル件
新潟縣佐渡郡羽茂村長本間瀬平外四
百八十八名呈出

右ノ諸願ハ新瀉縣佐渡郡羽茂村ニ鎮座セ
ラルル國幣小社度津神社ハ古來由緒アル

殿荒廢シ今ヤ一ノ小村祠ノ如キ現狀ニ在
ルハ洵ニ恐懼ニ堪ヘサルニ依リ境内ノ擴
長ト社殿ノ改築トヲ企劃スルニ地方民ノ

資力ニテハ到底完全ノ期シ難キニ依リ速ニ臨時國費ヲ以テ之ヲ施行セラレタシト
ノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇

スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十
五條ニ依リ別冊及送付候也
昭和七年 月 日

貴族院議長 公府徳川家達
門閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

鮮魚ノ鐵道運賃低減ニ關スル件
山口縣下關市日本トロール水産組合

組長子爵野村益三呈出
右ノ請願ハ輓近一般ノ不況ニ伴ヒ魚價ノ

低落殊ニ著シク斯クテハ現今ノ魚價ニ比
シ鐵道運賃ノ負擔過重トナリ斯業者ノ苦
痛甚シキニ及リ貨物寺川停級候ニ已哉

ル鮮魚及ヒ冷凍魚ノ賃金ニ對シ三割方ヲ
低減セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ
願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候

因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和七年 月 日
貴族院議長 公爵徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

東海 黃海ノ機船底曳網漁業ニ關スル件
山口縣下關市日本トロール水産組合
長子爵野村益三呈出

右ノ請願ハ東海、黃海ニ於ケル魚族ノ蕃殖保護ヲ旨トシ曩ニ當局ハトロール漁船ノ數ヲ限定シ其ノ取締ヲ厲行セラルルニ拘ラス近時機船底曳網漁業ノ濫興ニ伴ヒ有望ナル該漁區モ將ニ荒廢ニ歸セムトスルノ狀態ナルハ水産業ニ影響スル所甚大ナルニ依リ同海ニ出漁スル機船底曳網漁船ノ許可ハ之ヲ地方廳ニ委ネストロール漁船ト同シク主務省ニ於テ之ヲ統制許可スルヤウセラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和七年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

山陽線鐵道倉敷、茶屋町兩驛間ニ省營自動車運轉ノ件
岡山縣倉敷市長平松俊太郎外三名呈出

右ノ請願ハ山陽線鐵道倉敷、茶屋町ノ兩驛間ハ近時交通益、劇甚ナルニ拘ラス僅ニ私營自動車ノ往來スルニ過キス從ツテ南海山陰相互間ノ旅客貨物等ハ悉ク岡山ヲ迂回シ不利不便亦多大ナルニ依リ今ヤ兩驛間ニ在ル縣道ノ改修モ近ク竣工スルヲ以テ速ニ省營自動車ノ運轉ヲ開始セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和七年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

佐賀縣肥前山口、長崎縣諫早間鐵道速成ノ件
長崎縣北高來郡諫早町長土橋瀧平外十八名呈出

右ノ請願ハ未成線鐵道有明線鐵道ノ敷設速成ヲ圖ルハ沿線地方ニ於ケル豐富ナル物資ノ集散並ニ四時來遊スル客等ノ爲メ至便ナルノミナラス之カ完成ノ遲速ハ直ニ同地方ノ消長ニ影響スル所甚大ナルニ拘ラス未タ之カ實現ヲ見サルハ甚タ遺憾ナルニ依リ速ニ未著手工區ノ工事ニ著手セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和七年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

北陸線鐵道長濱驛改築ノ件
滋賀縣坂田郡長濱町長笹原司馬太郎呈出

右ノ請願ハ北陸線鐵道長濱驛ノ所在地ナル滋賀縣長濱町ハ同縣ノ湖北地方ニ於ケル中樞地點ニシテ殊ニ近時諸種ノ産業頓ニ發達シ貨客ノ來往激増セルニ拘ラス未タ同驛ノ施設之ニ伴ハス不利不便尠カラサルハ運輸交通並ニ産業上甚タ遺憾ナルニ依リ速ニ適當ニ改築擴張セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和七年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

葉煙草ノ賠償價格引上ノ件
廣島縣神石郡農會長平岡林悟呈出

右ノ請願ハ廣島縣神石郡ニ生産スル葉煙草「備後葉」ハ古來農家經濟ノ大半ヲ支持スル重要作物ナルモ當局ヨリ支給セラルル賠償價格ハ昭和四年以來連年低下シ尙本年度ハ更に低下セラルルニ聞ク斯クテハ肥料勞銀等ニ對シ收支償ハサルノ苦境ニ陥リ本郡經濟界ニ影響スル甚大ナルヲ以テ昭和七年作ヨリ四年作即チ低下前ノ賠償價格ニ復活セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和七年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

宮崎縣三財郵便局ニ集配事務開始ノ件
宮崎縣兒湯郡三財村農松田藤助外六百四十四名呈出

右ノ請願ハ宮崎縣兒湯郡三財村ハ面積廣ク人口亦多ク從テ通信事務夥多ナルニ拘ラス三財郵便局ハ無集配局ナルニ依リ信書ノ遲著等住民ノ不利不便甚シキヲ以テ同局ニ於テ集配事務ヲ開始セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和七年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

廣島縣豐松郵便局、岡山縣平川郵便局間ノ通信施設ニ關スル件
廣島縣神石郡豐松村長井上源槌呈出

右ノ請願ハ廣島縣神石郡豐松村ハ夙ニ縣道ノ要衝ニ位シ從テ東部ニ鄰接スル岡山縣川上郡平川村トハ相互ノ通信頻繁ナルニ拘ラス信書ノ遲著甚シク住民ノ不利不便多大ナルニ依リ豐松、平川兩郵便局間

ノ遞送線ヲ開始セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和七年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達
内閣總理大臣子爵齋藤實殿

○議長(公爵徳川家達君) 是等ノ請願ハ請願委員長ノ報告通リテ御異存ゴサイマセスカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナシト認メマス、次ノ議事日程ハ決定次第御通知ニ及ビマス、本日は是ニテ散會イタシマス
午後零時三十九分散會